
大河原町公共施設等総合管理計画



平成28年3月



大 河 原 町

目 次

第1章	計画のあらまし	
第1節	計画の目的と位置づけ	
1.	計画策定の背景と目的	2
2.	位置づけと計画期間	3
第2節	対象施設	4
第2章	大河原町の現状と動向	
第1節	人口動向	
1.	総人口の推移	6
2.	年齢別人口の推移	7
第2節	財政状況	
1.	歳入・歳出の推移	8
2.	財政の見通し	9
第3章	公共施設等の概況	
第1節	公共施設の概況	
1.	保有状況	12
2.	類型別状況	14
3.	運営状況	18
4.	利用状況	18
5.	コスト状況	21
6.	改修・更新費用	23
第2節	インフラ施設の概況	
1.	整備状況	26
2.	改修・更新費用	27
第3節	公共施設等管理の課題	30
第4章	公共施設等管理計画	
第1節	公共施設等管理の基本方針	34
第2節	公共施設管理の取り組み	
1.	施設量適正化の推進	35
2.	長寿命化の推進	38
3.	適切な施設配置と民間活力導入の促進	39
第3節	インフラ施設管理の取り組み	
1.	施設量適正化の推進	40
2.	長寿命化の推進	41
3.	適切な施設配置と民間活力導入の促進	41
第4節	類型別の方針	
1.	社会施設	42
2.	医療保健福祉・子育て支援施設	44
3.	学校教育施設	45
4.	住宅施設	46
5.	行政施設	47
6.	公園施設	49

第5章 計画の推進

第1節 マネジメントの実行

1. 公共施設 52
2. インフラ施設 53

第2節 体制構築と進行管理

1. 推進体制の構築と連携 54
2. 進行管理と活用 55

計画のあらまし

第1章

第1節 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的
2. 位置づけと計画期間

第2節 対象施設

第1章 計画のあらまし

第1節 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

(1)背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成25年11月には、この「日本再興戦略」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが求められています。

このような状況から、平成26年4月に総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定要請」がなされたため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むこととしました。

(2)目的

本計画は、計画策定の背景を踏まえ、公共施設等の建設時期や耐震改修などの現状から課題を整理し、安全で快適な施設を長きにわたって確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を設定しています。

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点から、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とします。

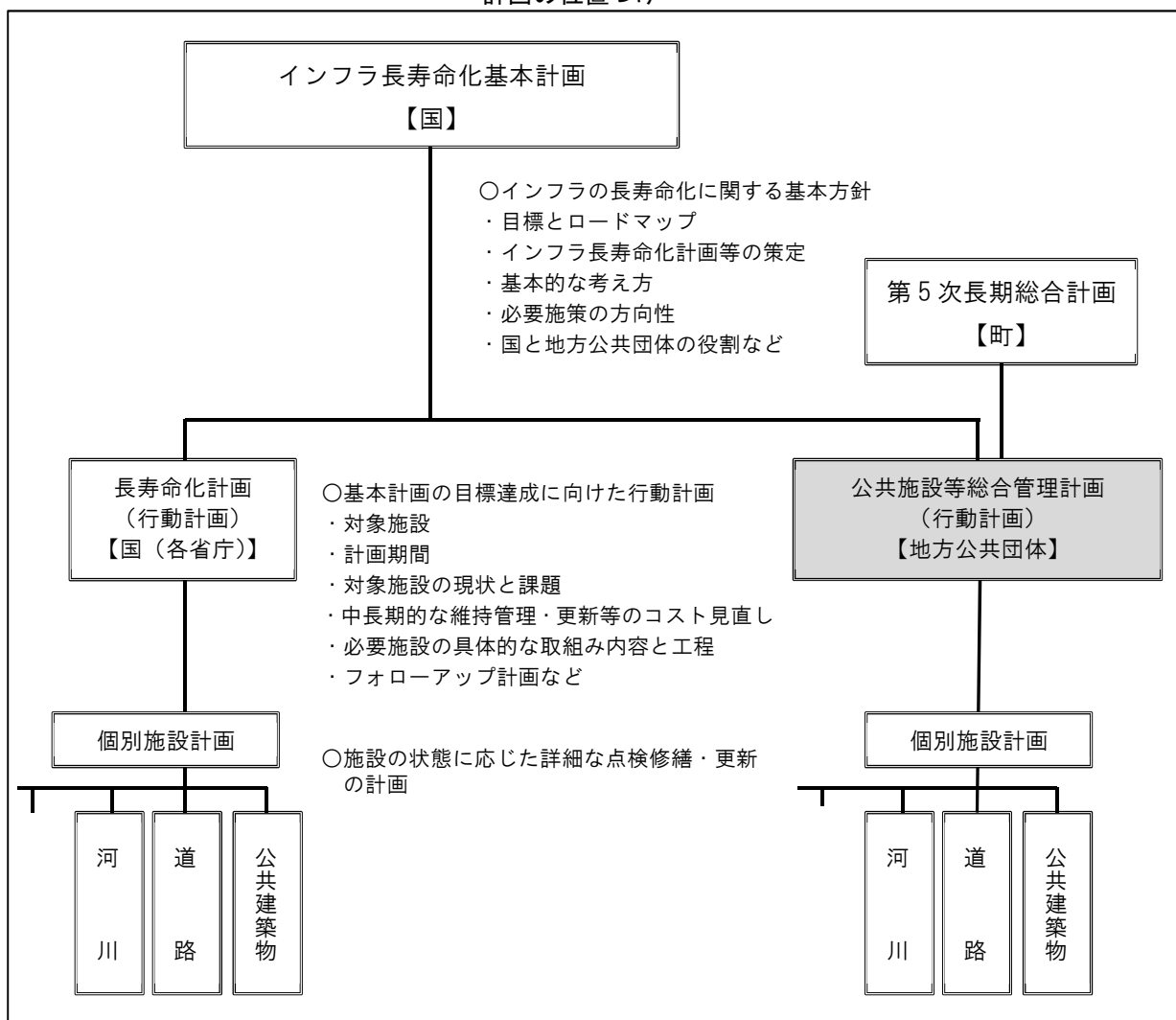
2. 位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、上位計画である「第5次長期総合計画」と整合を図りつつ、公共施設等のストックを総合的に管理するための方針を示すものであり、各公共施設等の「個別施設計画」を策定するための指針として位置づけられます。

今後、本計画に基づき、統廃合による具体的な再配置等を検討していくこととなります。

計画の位置づけ



(2) 計画期間

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成67年度（2055年度）までの40年間の計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間 : 平成28年度 ~ 平成67年度

第2節 対象施設

対象となる公共施設等は、役場庁舎や公民館、学校などの公共施設と道路、上水道、下水道などのインフラ施設で、次に示す保有資産を対象としています。

対象施設		
公共施設	社会施設	コミュニティ・文化施設、スポーツ施設、集会所
	医療保健福祉・子育て支援施設	医療施設、保健福祉施設、子育て支援施設
	学校教育施設	小学校、中学校
	住宅施設	公営住宅、その他の住宅
	行政施設	庁舎等、駐輪施設等、備蓄倉庫
	公園施設	都市公園、児童遊園等その他
インフラ施設	道路（町道）	一般道路（一級、二級、その他）、自転車歩行者道
	上水道	導水管、送水管、配水管
	下水道	コンクリート管、塩ビ管、更生管、その他

※社会施設は不特定の者が利用する施設です。

※公園施設は、資料編で個別施設の概要を整理しています。

※インフラ施設は、個別施設を対象とせず、総延長や総面積により整理しています。

大河原町の現状と動向

第2章

第1節 人口動向

1. 総人口の推移
2. 年齢別人口の推移

第2節 財政状況

1. 歳入・歳出の推移
2. 財政の見通し

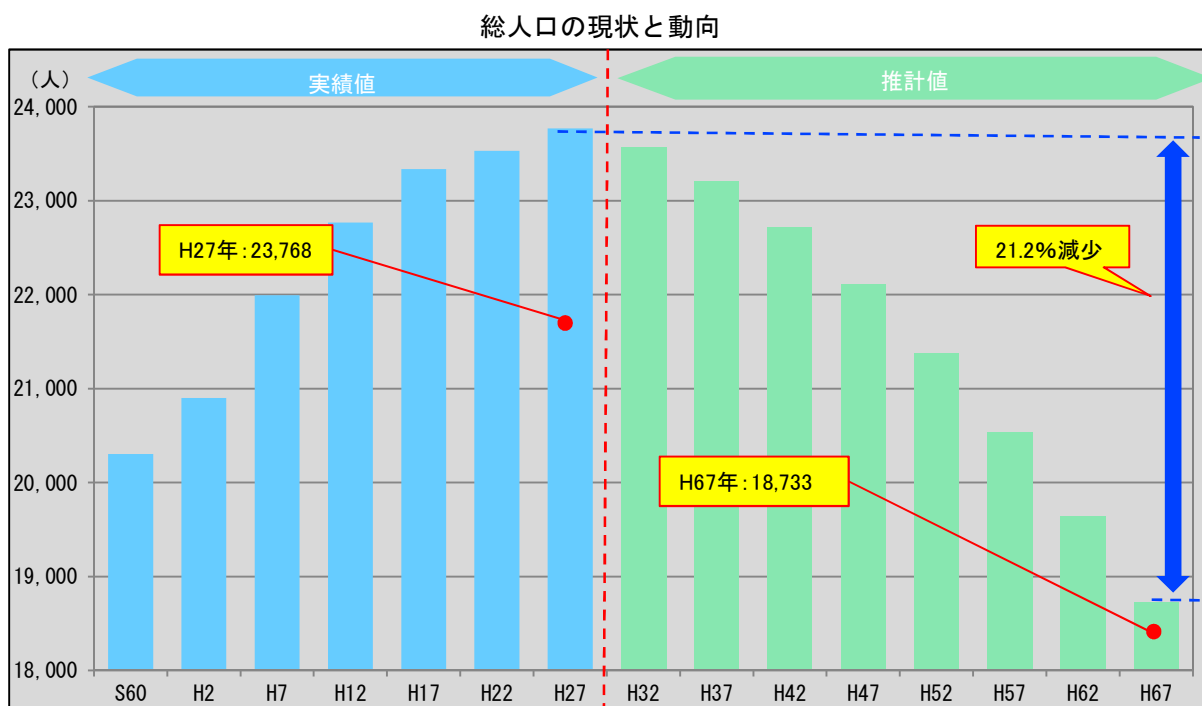
第2章 大河原町の現状と動向

第1節 人口動向

1. 総人口の推移

大河原町の総人口は昭和60年以前から、増加傾向で推移してきました。

しかし、「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンによると、平成67年における大河原町の人口は、18,733人であり、住民基本台帳データである平成27年の23,768人と比較すると、40年間で5,035人減少し、平成27年の78.8%（21.2%減）になると予想されています。



	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
総人口(人)	20,305	20,901	21,995	22,767	23,335	23,530	23,768	
	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67
総人口(人)	23,576	23,213	22,720	22,108	21,376	20,539	19,647	18,733

※S60 から H22 は国勢調査、H27 は住民基本台帳、H32 以降は「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」推計値

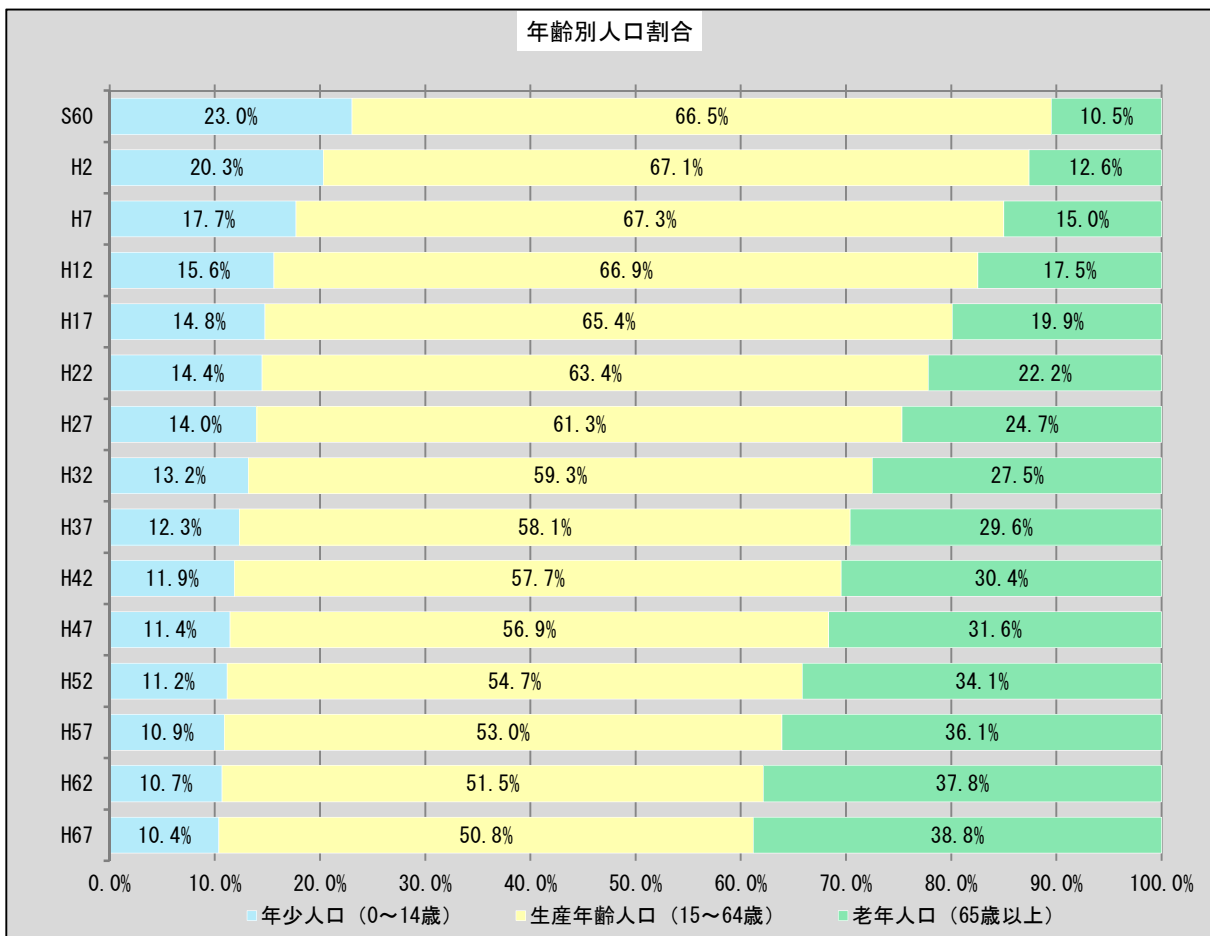
2. 年齢別人口の推移

年少人口（0～14歳）の割合は、減少傾向で推移してきました。今後40年間では、平成27年3,329人から平成67年1,946人（41.5%減）になると予想されています。

生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成7年を境に減少傾向で推移してきました。今後40年間では、平成27年の14,575人から平成67年の9,517人（34.7%減）になると予想されています。

老年人口（65歳以上）の割合は、増加傾向で推移してきました。今後40年間では、平成27年の5,864人から平成67年の7,270人（24.0%増）になるとされ、より一層の少子高齢化が進行すると予想されています。

年齢別人口の現状と動向



	S60	H2	H7	H12	H17	H22				
年少人口 (人)	4,676	4,249	3,896	3,557	3,446	3,398				
生産年齢人口 (人)	13,504	14,017	14,799	15,234	15,255	14,920				
老年人口 (人)	2,125	2,635	3,300	3,976	4,634	5,212				
合計	20,305	20,901	21,995	22,767	23,335	23,530				
	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	
年少人口 (人)	3,329	3,107	2,865	2,695	2,529	2,385	2,242	2,098	1,946	
生産年齢人口 (人)	14,575	13,991	13,478	13,108	12,585	11,692	10,882	10,114	9,517	
老年人口 (人)	5,864	6,477	6,870	6,917	6,994	7,298	7,415	7,435	7,270	
合計	23,768	23,576	23,213	22,720	22,108	21,376	20,539	19,647	18,733	

※単位未満四捨五入のため内訳の合計が100%とならない場合があります。

※S60 から H22 は国勢調査、H27 は住民基本台帳、H32 以降は「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」推計値

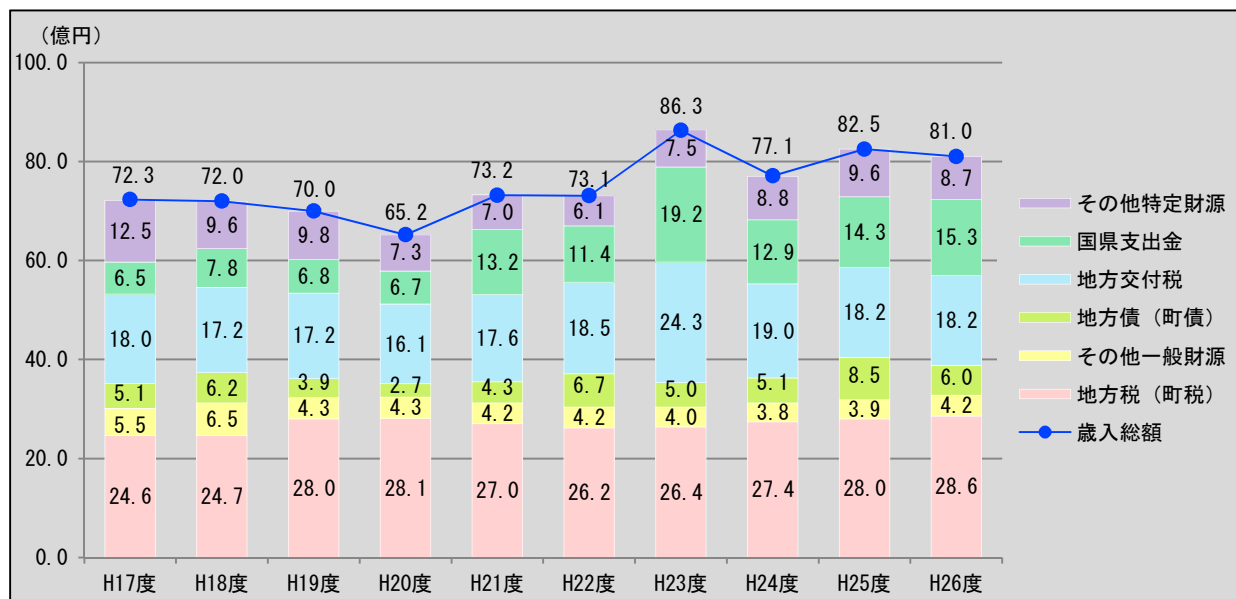
第2節 財政状況

1. 歳入・歳出の推移

歳入は平成26年度81.0億円で、過去10年間では65.2～86.3億円で推移しており、地方税（町税）は、人口の増減に連動して推移しています。

歳出は平成26年度78.4億円で、過去10年間では63.1～81.7億円で推移しており、消費的経費^{※1}は、人件費が減少傾向、扶助費^{※3}が増加傾向にあり、投資的経費^{※2}は、年度によって増減はありますが、全体として増加傾向にあります。

歳入の推移



	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
地方税(町税)	24.6	24.7	28.0	28.1	27.0	26.2	26.4	27.4	28.0	28.6
その他一般財源	5.5	6.5	4.3	4.3	4.2	4.2	4.0	3.8	3.9	4.2
地方債(町債)	5.1	6.2	3.9	2.7	4.3	6.7	5.0	5.1	8.5	6.0
地方交付税	18.0	17.2	17.2	16.1	17.6	18.5	24.3	19.0	18.2	18.2
国県支出金	6.5	7.8	6.8	6.7	13.2	11.4	19.2	12.9	14.3	15.3
その他特定財源	12.5	9.6	9.8	7.3	7.0	6.1	7.5	8.8	9.6	8.7
歳入総額	72.3	72.0	70.0	65.2	73.2	73.1	86.3	77.1	82.5	81.0

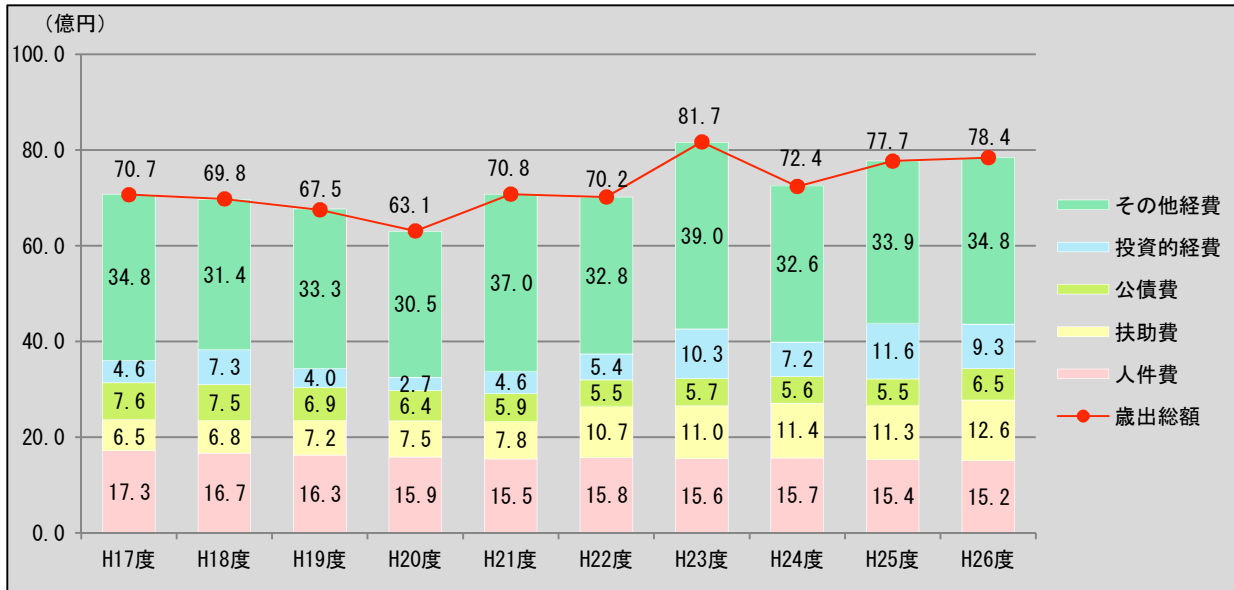
※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

※1 消費的経費：人件費、物件費、扶助費など支出効果が単年度又は短期間に終わる経費。

※2 投資的経費：公共施設、道路の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費。

※3 扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童、障がい者などに対して行う支援に要する経費。

歳出の推移



	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
人件費	17.3	16.7	16.3	15.9	15.5	15.8	15.6	15.7	15.4	15.2
扶助費	6.5	6.8	7.2	7.5	7.8	10.7	11.0	11.4	11.3	12.6
公債費	7.6	7.5	6.9	6.4	5.9	5.5	5.7	5.6	5.5	6.5
投資的経費	4.6	7.3	4.0	2.7	4.6	5.4	10.3	7.2	11.6	9.3
その他経費	34.8	31.4	33.3	30.5	37.0	32.8	39.0	32.6	33.9	34.8
歳入総額	70.7	69.8	67.5	63.1	70.8	70.2	81.7	72.4	77.7	78.4

2. 財政の見通し

投資的経費は、扶助費とともに増加する一方、歳入総額に占める税収（一般財源^{※1}）の割合は、ほぼ横ばいで、人口推移を踏まえた財政状況は、以下の理由から、一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあり、本町の財政状況は、今後、より厳しいものになっていくことが予想されます。

(1) 歳入

- ・生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。
- ・法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。

(2) 歳出

- ・義務的経費^{※2}のうち人件費については、職員の定員管理の徹底により減少傾向にあるものの、今後も少子高齢化にともなう扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。
- ・投資的経費は、年度によって変動があるものの、増加傾向にあり、今後、施設の老朽化にともない増大していくことが予想されます。

※1 一般財源：地方税（町民税）、地方交付税など用途が特定されていない財源。

特定財源：地方債（町債）、国庫支出金など用途が特定されている財源。

※2 義務的経費：任意に削減できない硬直性の強い経費（人件費、扶助費、公債費）。

公共施設等の概況

第1節 公共施設の概況

1. 保有状況
2. 類型別状況
3. 運営状況
4. 利用状況
5. コスト状況
6. 改修・更新費用

第2節 インフラ施設の概況

1. 整備状況
2. 改修・更新費用

第3節 公共施設等管理の課題

第3章 公共施設等の概況

第1節 公共施設の概況

1. 保有状況

公共施設（建築物）は、85 施設、総延床面積 88,576 m²であり、平成 28 年 1 月 1 日現在の人口 23,700 人に対して、町民一人当たりでは 3.74 m²となっています。

公共施設概要①

		施設名	延床面積	竣工年度	耐震診断実施年度	耐震改修実施年度	施設内容
社会施設	コミュニティ・文化施設	民俗資料収蔵室	587	S5	H23	H23	
		中央公民館	2,194	S55	H19	※3	大ホール、会議室他
		金ヶ瀬公民館	1,131	S61, H1, H5	※1	※1	大集会室、図書室他
		駅前コミュニティセンター	8,001	H12	※1	※1	貸室、図書館、立体駐車場他
	スポーツ施設	東部屋内運動場	506	S56	※1	※1	体育館
		総合体育館	5,393	H6	※1	※1	体育館、倉庫
	集会所	東部集会所	159	S45	※2	※2	地域集会所
		上谷集会所	212	S48	※2	※2	地域集会所
		原前集会所	116	S51	※2	※2	地域集会所
		稗田前集会所	102	S52	※2	※2	地域集会所
		西桜集会所	137	S53	※2	※2	地域集会所
		金ヶ瀬新町集会所	147	S53	※2	※2	地域集会所
		上町集会所	157	S54	※2	※2	地域集会所
		台部集会所	103	S54	※2	※2	地域集会所
		見城前集会所	132	S55	※2	※2	地域集会所、倉庫
		保料集会所	125	S56	※1	※1	地域集会所
		尾形丁集会所	141	S57	※1	※1	地域集会所
		むつみ集会所	155	S58	※1	※1	地域集会所
		上川原集会所	158	S59	※1	※1	地域集会所、倉庫
		丑越集会所	155	S59	※1	※1	地域集会所
		本町集会所	137	S59	※1	※1	地域集会所
		幸中島集会所	158	S59	※1	※1	地域集会所
		二本松集会所	145	S60	※1	※1	地域集会所
		東桜集会所	155	S61	※1	※1	地域集会所
		中町集会所	158	S62	※1	※1	地域集会所
		南桜集会所	164	H3	※1	※1	地域集会所
		上谷東集会所	129	H4	※1	※1	地域集会所
		新開集会所	75	H6	※1	※1	地域集会所
		福田集会所	89	H7	※1	※1	地域集会所
	金ヶ瀬中央集会所	173	H8	※1	※1	地域集会所	
	住吉町研修交流センター	155	H14	※1	※1	地域集会所	
	金ヶ瀬東集会所	163	H22	※1	※1	地域集会所、倉庫	
	西原集会所	187	H27	※1	※1	地域集会所	
橋本交流センター	171	H27	※1	※1	地域集会所		
医療保健福祉・子育て支援施設	医療施設	仙南夜間初期急患センター	285	H26	※1	※1	
	保健福祉施設	福祉センター	675	S53	※2	※2	福祉センター他
		保健センター	698	S59	※1	※1	
		福祉作業所さくら	192	H7, H20	※1	※1	作業所、倉庫 2 他
	子育て支援施設	大河原町立桜保育所	726	S50, S53	※2	※2	
大河原町立上谷児童館		418	S54	※2	※2		
大河原児童センター		349	H9	※1	※1		
世代交流いきいきプラザ		1,311	H26	※1	※1	児童クラブ他	

平成 27 年度末現在

公共施設概要②

		施設名	延床面積	竣工年度	耐震診断実施年度	耐震改修実施年度	施設内容
学校教育施設	小学校	大河原小学校	8,535	S41~H26	H15	H17	校舎、屋内運動場他
		金ヶ瀬小学校	5,052	S51~H24	H16	H17	校舎、屋内運動場他 児童クラブ併設
		大河原南小学校	6,384	S56~H17	H16	※3	校舎、屋内運動場他
	中学校	大河原中学校	9,146	S38~H21	H17	H18	校舎、屋内運動場他
		金ヶ瀬中学校	5,351	S63~H27	※1	※1	校舎、屋内運動場他
住宅施設	公営住宅	上谷団地	8,175	S47~H3	※4	※4	17棟
		見城前団地	3,289	S50~S54	※4	※4	3棟
		栄町団地	955	S50	H20	H22	1棟
		稗田前団地	3,903	S55~S56	※4	※4	4棟
	その他の住宅	旧末広医師住宅	86	S51	※2	※2	
		旧保料医師住宅	84	S51	※2	※2	
行政施設	庁舎等	東部郷倉	50	S10	※2	※2	
		旧さぎ沼荘	546	S46	※2	※2	現在倉庫
		地方卸売市場	1,256	S49	※2	※2	
		学校給食センター	614	S53, H7	※2	※2	本棟、倉庫
		役場	6,339	S59, H3	※1	※1	庁舎、防災倉庫等
		大河原公園管理棟	126	H6	※1	※1	
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	481	S62	※1	※1	
		大河原駅前第2駐輪場	310	S62	※1	※1	
		大河原駅前第1駐輪場	916	H6	※1	※1	
	備蓄倉庫	本町地区防災資機材備蓄倉庫	12	S54	※2	※2	軽四輪消防ポンプ付積載車
		大河原町防災資機材備蓄倉庫	99	H2	※1	※1	町防災備蓄倉庫
		末広地区防災資機材備蓄倉庫	20	H6	※1	※1	
		金ヶ瀬中央地区防災資機材備蓄倉庫	21	H7	※1	※1	軽四輪消防ポンプ付積載車
		保料地区防災資機材備蓄倉庫	20	H8	※1	※1	
		自動車班防災備蓄倉庫	53	H10	※1	※1	消防ポンプ自動車及び防災資機材
		小山田地区防災資機材備蓄倉庫	17	H11	※1	※1	
		金ヶ瀬下地区防災資機材備蓄倉庫	20	H12	※1	※1	
		堤地区防災資機材備蓄倉庫	20	H12	※1	※1	
		上大谷地区防災資機材備蓄倉庫	20	H13	※1	※1	
		金ヶ瀬中地区防災資機材備蓄倉庫	20	H14	※1	※1	
		西原地区防災資機材備蓄倉庫	20	H15	※1	※1	
		福田地区防災資機材備蓄倉庫	20	H16	※1	※1	
		新寺地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	※1	※1	
		橋本地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	※1	※1	軽四輪消防ポンプ付積載車
		金ヶ瀬上地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	※1	※1	
		上谷地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	※1	※1	
		南桜町地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	※1	※1	
		中島町地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	※1	※1	
		原前地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	※1	※1	
		上川原地区防災資機材備蓄倉庫	20	H20	※1	※1	
小島地区防災資機材備蓄倉庫		20	H20	※1	※1		
尾形丁地区防災資機材備蓄倉庫		20	H20	※1	※1		

平成27年度末現在

※1：昭和56年以降の新耐震設計基準による建物のため耐震診断、耐震改修が不要の建物です。

※2：耐震改修促進法第14条（現行の耐震規定に適合していない建築物に対して、耐震診断、耐震改修実施の努力義務の規定）の規模要件（階数、面積等）に該当せず、耐震診断、耐震改修の対象外とした建物です。

※3：耐震診断の結果、耐震性があると判断された建物です。

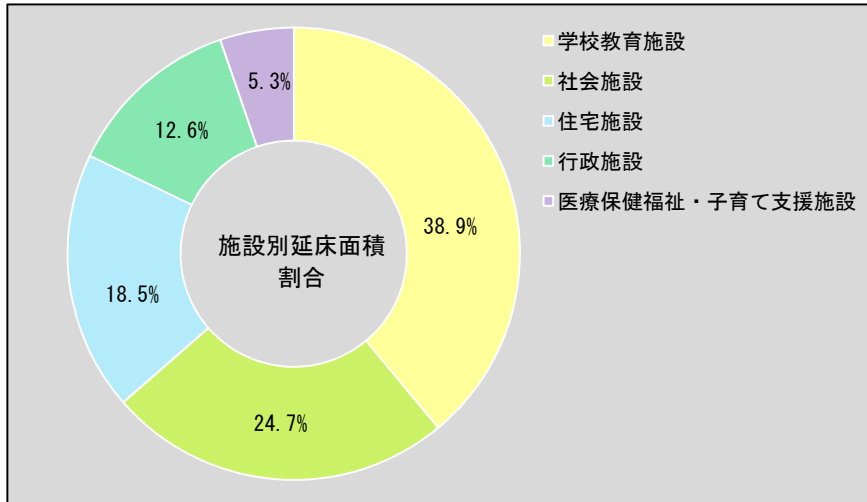
※4：（社）プレハブ建築協会が設計した同類系の既存量産公営住宅の構造計算書により、耐震性があると判断された建物です。（一部建物は※1、※3を含む）

2. 類型別状況

(1) 施設別整備状況

施設別の整備状況を見ると、学校教育施設が38.9%で最も高く、次いで、社会施設24.7%、住宅施設18.5%、行政施設12.6%の順となっています。

施設別延床面積



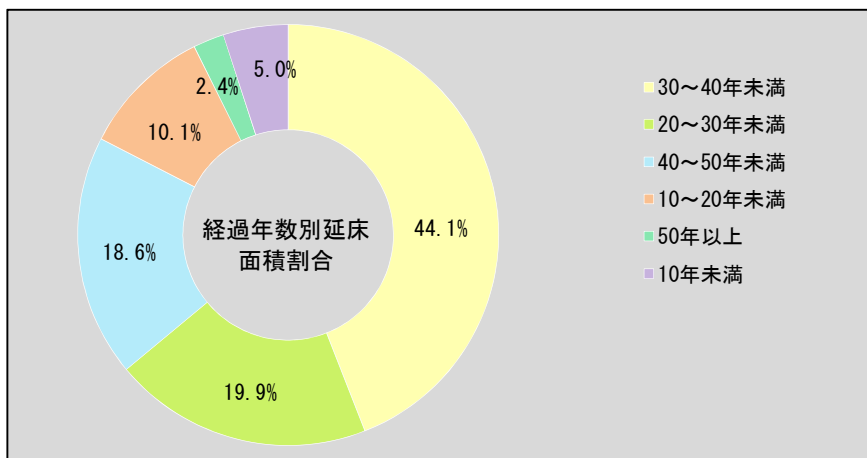
施設	延床面積 (㎡)	施設	延床面積 (㎡)
社会施設	21,869.00	住宅施設	16,387.42
医療保健福祉・子育て支援施設	4,653.30	行政施設	11,198.55
学校教育施設	34,467.51		
合計		88,575.78	

平成27年度末現在

(2) 経過年数別整備状況

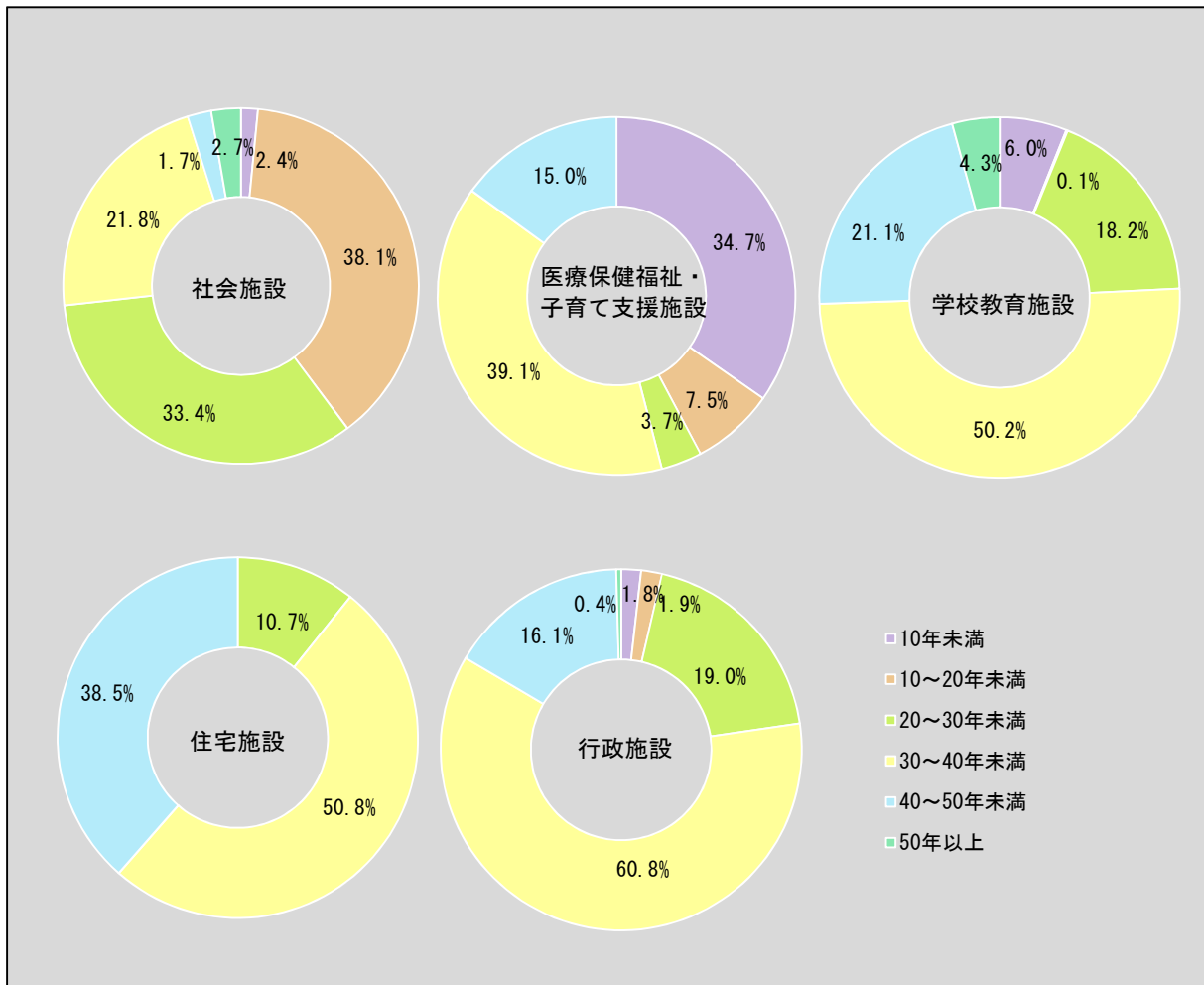
経過年数別の整備状況を見ると、30～40年未満が44.1%で最も高く、次いで、20～30年未満19.9%、40～50年未満18.6%の順となっています。

経過年数別延床面積



10年未満 (㎡)	10～20年未満 (㎡)	20～30年未満 (㎡)	30～40年未満 (㎡)	40～50年未満 (㎡)	50年以上 (㎡)
4,418	8,935	17,639	39,019	16,464	2,102

平成27年度末現在



	延床面積 (㎡)					
	10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40～50年未満	50年以上
社会施設	521	8,329	7,294	4,768	371	587
医療保健福祉・子育て支援施設	1,615	349	172	1,819	698	0
学校教育施設	2,083	48	6,284	17,305	7,282	1,465
住宅施設	0	0	1,759	8,317	6,311	0
行政施設	199	209	2,131	6,809	1,802	50
合計	4,418	8,935	17,639	39,019	16,464	2,102

平成27年度末現在

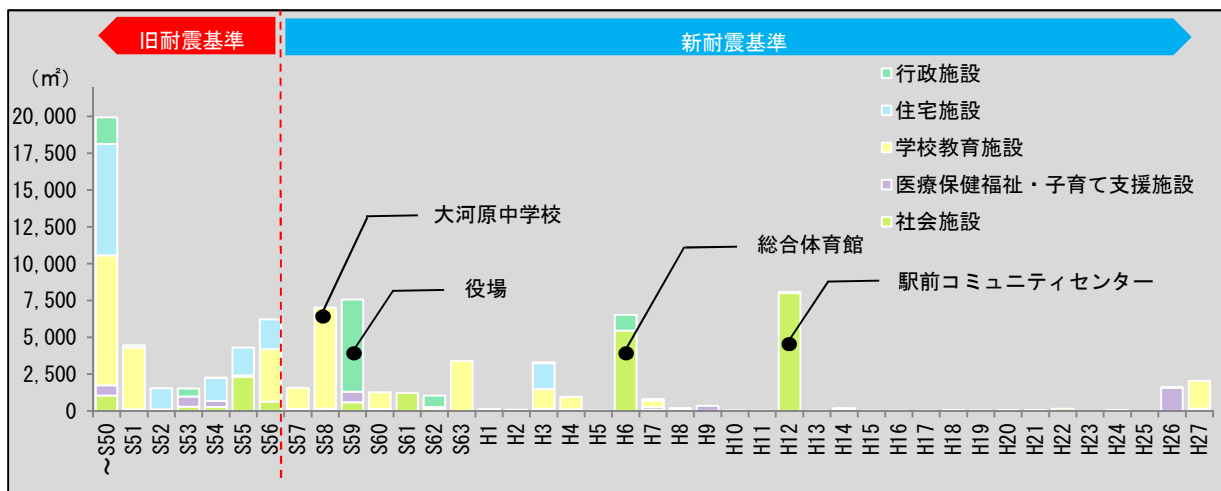
※単位未満四捨五入のため内訳の合計が100%とならない場合があります。

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(3)年度別整備状況

年度別の整備状況をみると、昭和50年以前が最も多く、次いで、平成12年、昭和59年、昭和58年の順となっています。

年度別延床面積



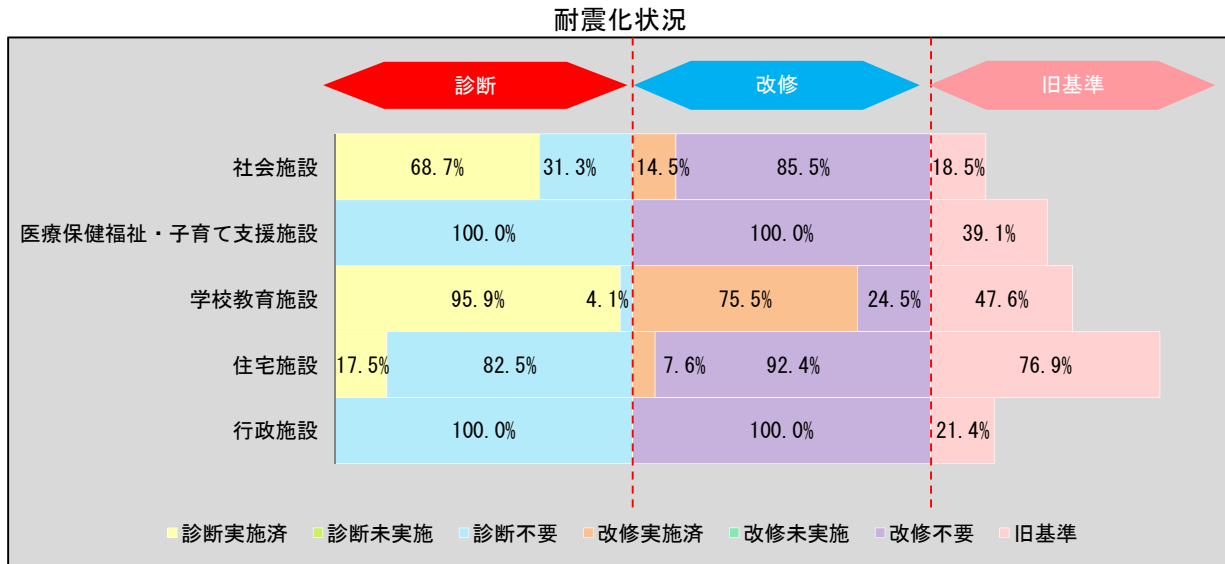
	~S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	
社会施設	1,055	116	102	284	260	2,326	631	141	155	608	
医療保健福祉・子育て支援施設	698	0	0	703	418	0	0	0	0	698	
学校教育施設	8,814	4,190	18	0	0	94	3,570	1,445	6,872	0	
住宅施設	7,564	170	1,425	0	1,566	1,882	2,021	0	0	0	
行政施設	1,852	0	0	536	12	0	0	0	0	6,261	
合計	19,982	4,476	1,545	1,524	2,257	4,303	6,222	1,586	7,027	7,566	
	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	
社会施設	145	1,219	158	0	34	0	164	129	33	5,468	
医療保健福祉・子育て支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校教育施設	1,116	0	103	3,391	110	0	1,316	841	0	0	
住宅施設	0	0	0	0	0	0	1,759	0	0	0	
行政施設	0	0	792	0	0	99	78	0	0	1,063	
合計	1,261	1,219	1,053	3,391	144	99	3,317	970	33	6,530	
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
社会施設	89	173	0	0	0	8,001	0	155	0	0	
医療保健福祉・子育て支援施設	172	0	349	0	0	0	0	0	0	0	
学校教育施設	457	0	0	0	0	39	0	0	0	0	
住宅施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政施設	99	20	0	53	17	40	20	20	20	20	
合計	817	193	349	53	17	8,079	20	175	20	20	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
社会施設	0	0	0	0	0	163	0	0	0	0	
医療保健福祉・子育て支援施設	0	0	0	20	0	0	0	0	0	1,596	
学校教育施設	9	0	0	0	81	0	0	77	0	32	
住宅施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政施設	0	79	60	60	0	0	0	0	0	0	
合計	9	79	60	79	81	163	0	77	0	1,628	
	H27	平成27年度末現在									
社会施設	358										
医療保健福祉・子育て支援施設	0										
学校教育施設	1,893										
住宅施設	0										
行政施設	0										
合計	2,251										

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(4)耐震化状況

耐震設計基準が改正された昭和56年以前に整備した施設は、住宅施設76.9%、学校教育施設47.6%、医療保健福祉・子育て支援施設39.1%、行政施設21.4%、社会施設18.5%となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された施設は耐震診断、耐震改修が100%実施済（不要含む）となっています。



	延床面積 (㎡)		耐震診断 (㎡)			耐震改修 (㎡)		
	旧基準	実施済	未実施	不要	実施済	未実施	不要	
社会施設	21,869	4,046	2,781	0	1,265	587	0	3,459
医療保健福祉・子育て支援施設	4,653	1,819	0	0	1,819	0	0	1,819
学校教育施設	34,468	16,410	15,745	0	665	12,384	0	4,026
住宅施設	16,387	12,607	2,209	0	10,398	955	0	11,652
行政施設	11,199	2,400	0	0	2,400	0	0	2,400
合計	88,576	37,283	20,735	0	16,547	13,926	0	23,356

平成27年度末現在

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

※耐震診断、耐震改修が不要の建物は以下のものです。

- ①耐震改修促進法第14条の規模要件に該当しない建物
- ②(社)プレハブ建築協会が設計した同類系の既存量産公営住宅の構造計算書により、耐震性があると判断された建物
- ③耐震診断の結果、耐震性があると判断された建物

3. 運営状況

指定管理者制度を導入している施設は、駅前コミュニティセンター（図書館除く）、総合体育館、福祉作業所さくら、大河原公園管理棟の4施設です。

管理運営委託状況

	運営方法	指定管理者	委託開始	委託先
大河原駅前第一駐輪場	委託		H8	(公社)大河原町シルバー人材センター
大河原駅前第二駐輪場	委託		H8	(公社)大河原町シルバー人材センター
駅前コミュニティセンター (図書館除く)	委託	○	H12	(株)まちづくりオーガ
福祉作業所さくら	委託	○	H18	大河原町社会福祉協議会
総合体育館	委託	○	H20	NPO 法人大河原町スポーツ振興アカデミー
大河原公園管理棟	委託	○	H20	NPO 法人大河原町スポーツ振興アカデミー

平成27年度末現在

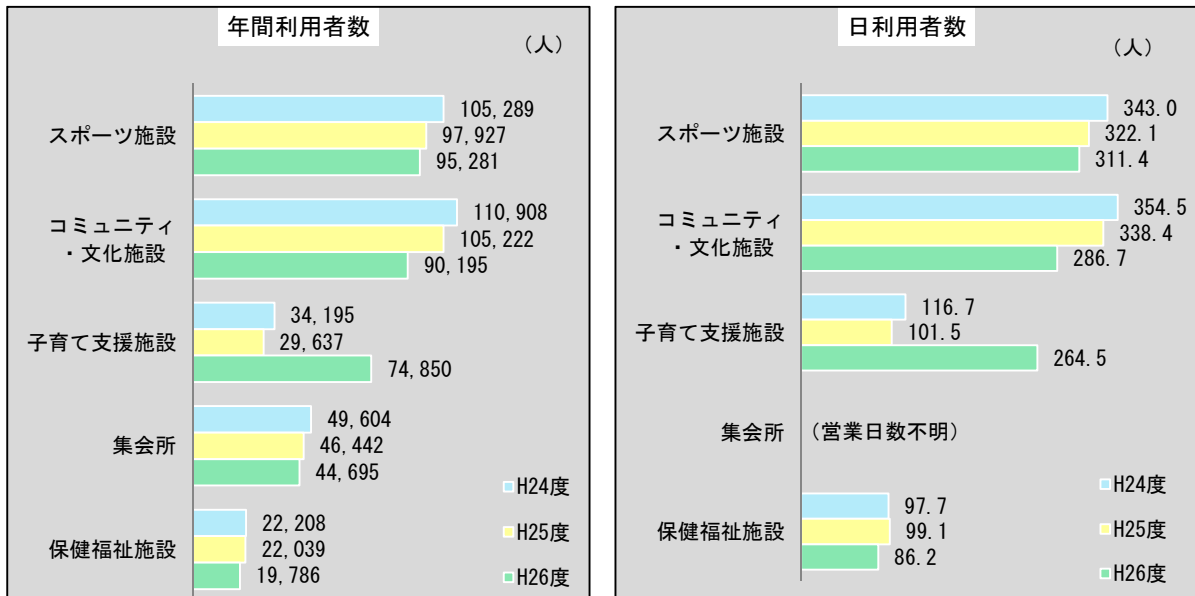
4. 利用状況

(1) 利用者数

社会施設、医療保健福祉・子育て支援施設全体の利用者数は、年間約31.6万人（平成24～26年度平均）となっています。

施設別にみると、平成26年度で、スポーツ施設が年間95,281人、コミュニティ・文化施設が年間90,195人、子育て支援施設74,850人となっています。

社会施設、医療保健福祉・子育て支援施設利用者数推移

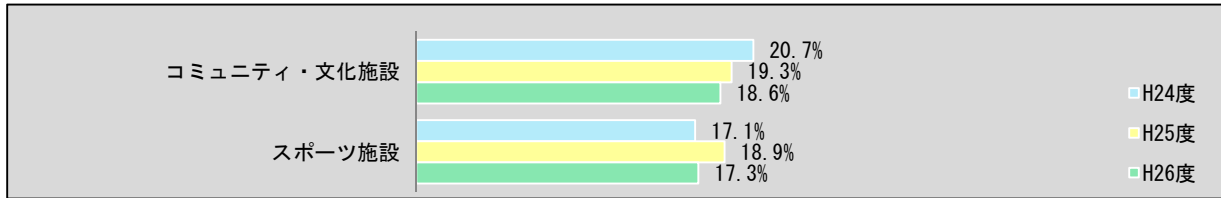


※医療施設は、仙南夜間初期急患センターが平成27年3月開院のため除く。

(2)利用率

集会所を除く社会施設の利用率をみると、平成26年度で、コミュニティ・文化施設が18.6%で、スポーツ施設が17.3%となっています。

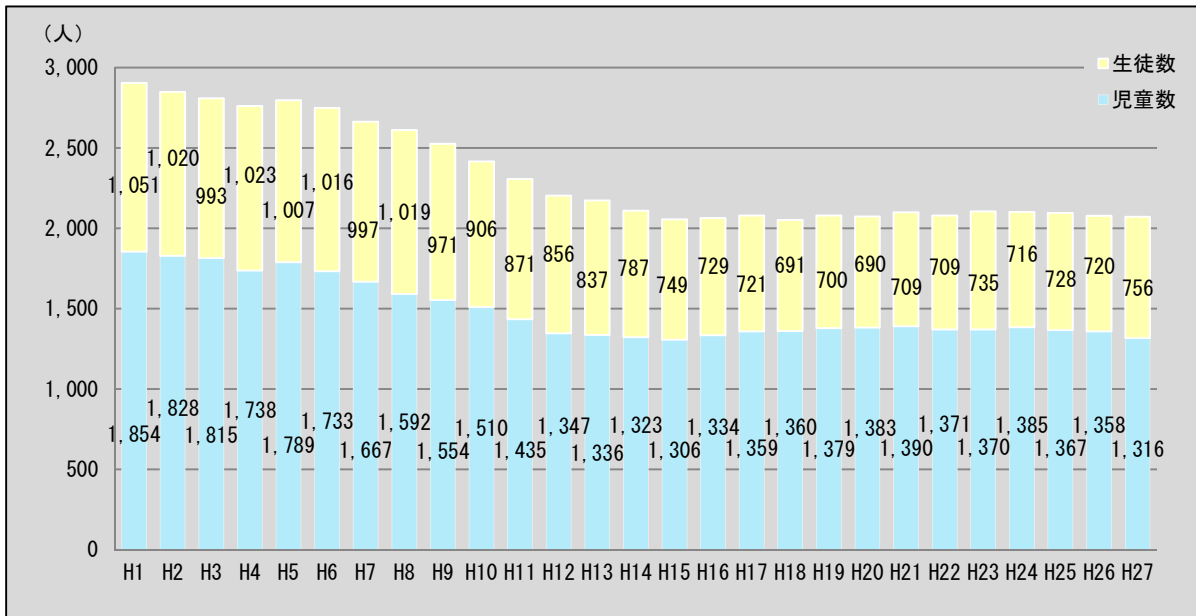
社会施設利用率状況



(3)児童・生徒数

小学校は、平成27年の児童数が1,316人で、平成12年以降概ね横ばい、中学校は、平成27年の生徒数が756人で、平成15年以降概ね横ばいで推移しています。

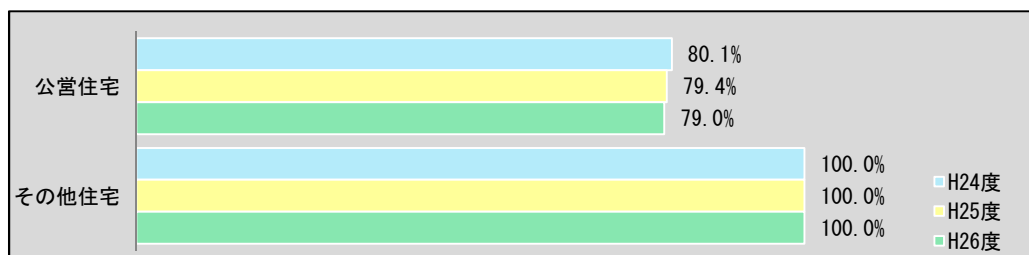
児童・生徒数の推移



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
大河原小学校	1,055	1,015	1,031	1,001	1,046	1,041	1,002	966	946	941
大河原南小学校	495	498	471	454	456	430	417	395	394	372
金ヶ瀬小学校	304	315	313	283	287	262	248	231	214	197
大河原中学校	909	887	850	860	845	850	856	868	823	762
金ヶ瀬中学校	142	133	143	163	162	166	141	151	148	144
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大河原小学校	904	855	850	835	841	874	907	905	900	924
大河原南小学校	342	310	302	296	276	266	265	263	279	264
金ヶ瀬小学校	189	182	184	192	189	194	187	192	200	195
大河原中学校	732	734	724	685	653	644	630	597	601	594
金ヶ瀬中学校	139	122	113	102	96	85	91	94	99	96
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
大河原小学校	922	912	919	928	905	887	846			
大河原南小学校	272	272	260	254	252	255	254			
金ヶ瀬小学校	196	187	191	203	210	216	216			
大河原中学校	613	606	637	624	637	629	651			
金ヶ瀬中学校	96	103	98	92	91	91	105			
合計	2,099	2,080	2,105	2,101	2,095	2,078	2,072			

(4)入居率

公営住宅の入居率は、80%前後で推移しています。その他の住宅である旧医師住宅は100%の入居率となっています。

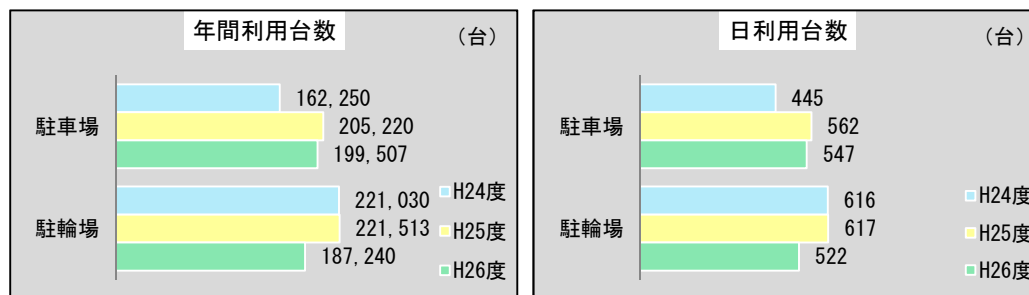


	管理戸数（戸）			入居戸数（戸）			入居率		
	H24度	H25度	H26度	H24度	H25度	H26度	H24度	H25度	H26度
公営住宅	267	267	267	214	212	211	80.1%	79.4%	79.0%
その他の住宅	2	2	2	2	2	2	100.0%	100.0%	100.0%

(5)利用台数

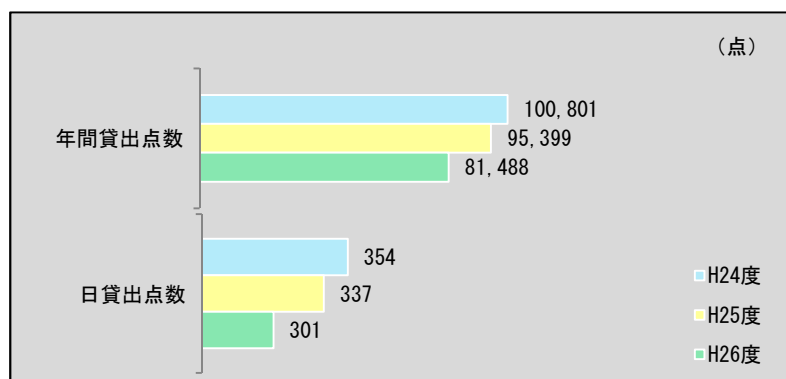
駅前コミュニティセンター立体駐車場は、平成26年度の年間利用台数が199,507台で、前年度より5,713台減少しています。

大河原駅前駐輪場は、平成26年度の年間利用台数が187,240人で、前年度より34,273台減少しています。



(6)貸出点数

駅前図書館、金ヶ瀬公民館図書室を合計した貸出点数は、減少傾向にあります。



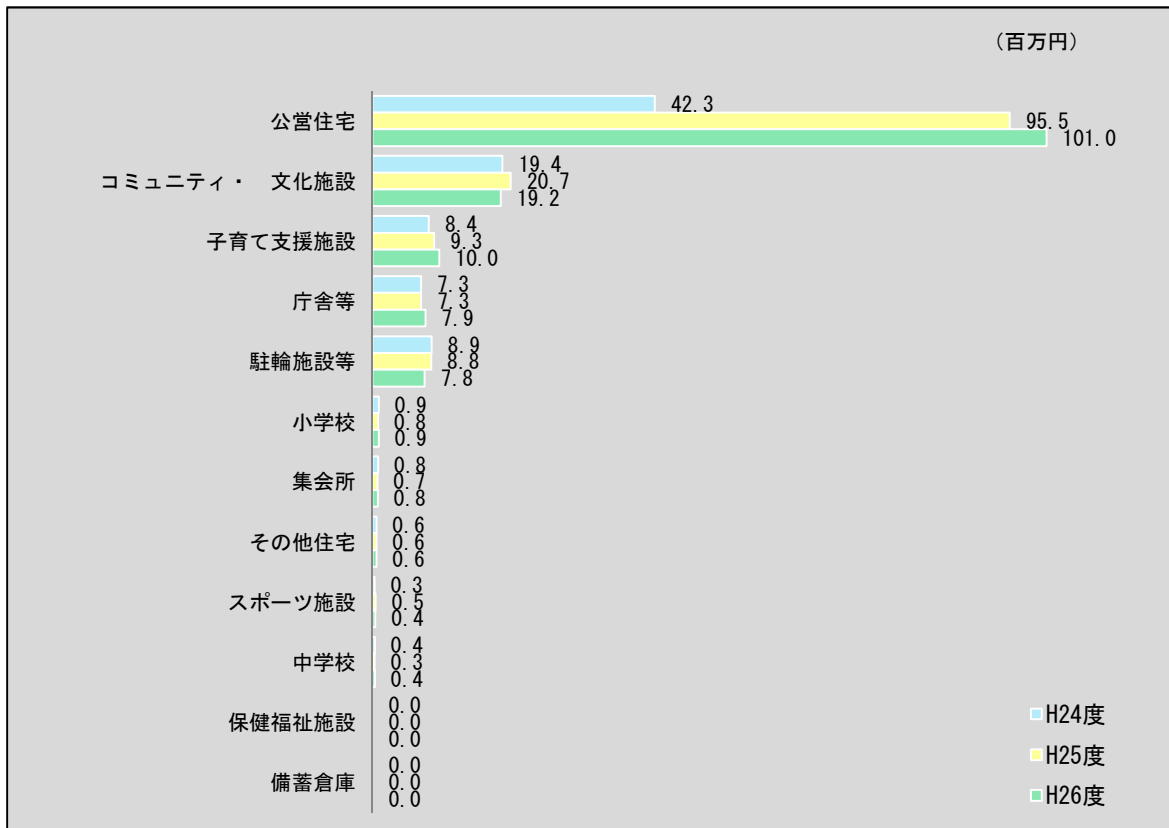
5. コスト状況

(1) 収入

施設全体の収入は、年間約 127.7 百万円（平成 24～26 年度平均）で、増加傾向にあります。

施設別にみると、平成 26 年度で、公営住宅が年間 101.0 百万円、コミュニティ・文化施設が年間 19.2 百万円、子育て支援施設が年間 10.0 百万円となっています。

収入の推移



※医療施設は、仙南夜間初期急患センターが平成 27 年 3 月開院のため除く。

(2)支出

①維持管理費※1

維持管理費は、年間約 550.1 百万円（平成 24～26 年度平均）で、増加傾向にあります。

施設別にみると、平成 26 年度で、庁舎等が、年間 155.5 百万円、公営住宅が年間 145.3 百万円となっています。

②事業運営費※2

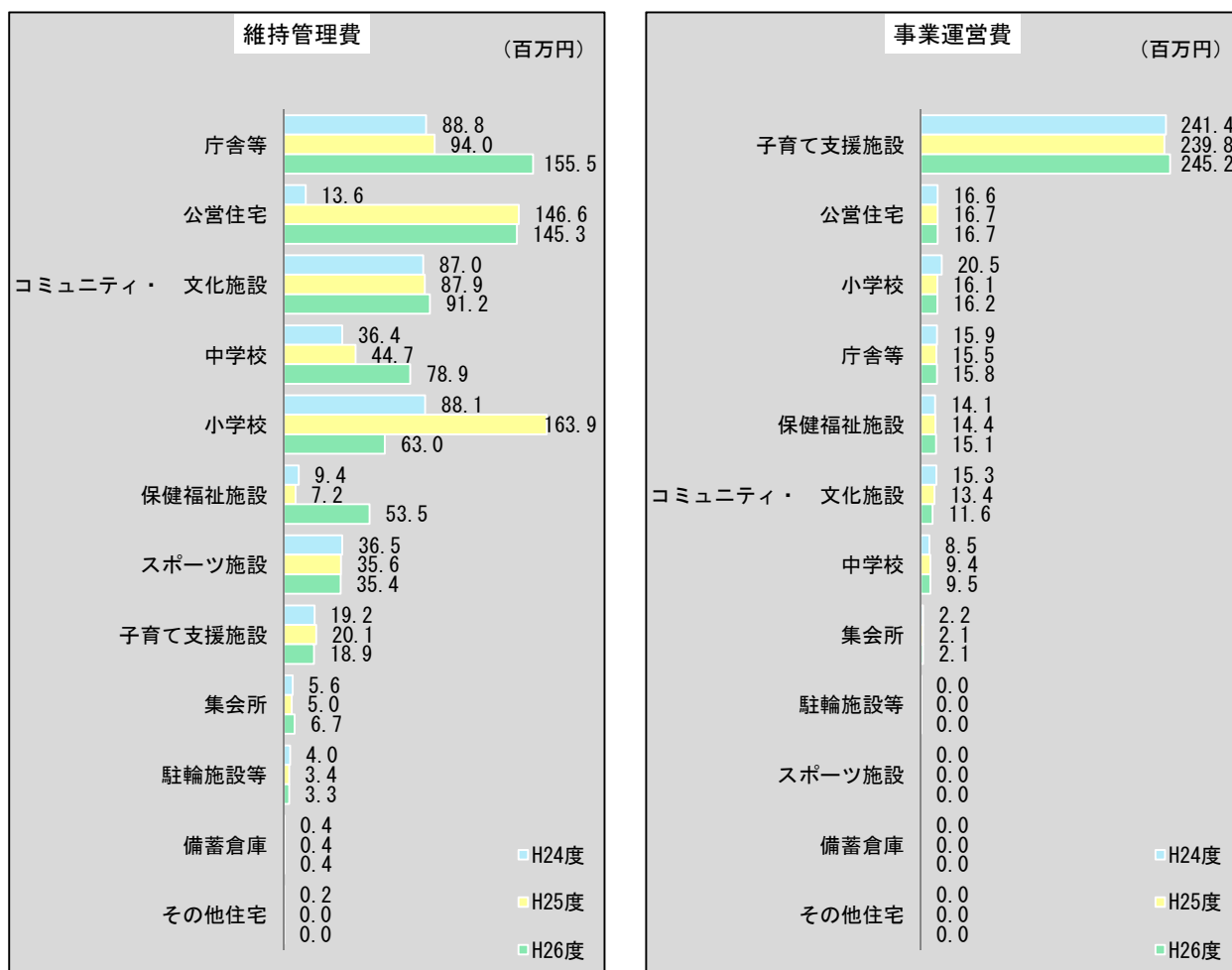
事業運営費は、年間約 331.4 百万円（平成 24～26 年度平均）で、平成 24 年度から平成 25 年度で減少し、平成 25 年度から平成 26 年度で増加しています。

施設別にみると、平成 26 年度で、子育て支援施設が年間 245.2 百万円、公営住宅が年間 16.7 百万円となっています。

※1 維持管理費：修繕費修繕費、委託費、工事請負費、燃料費、光熱費、使用料及び賃借料、公有財産・備品購入費、負担金等。

※2 事業運営費：人件費、委託費、役務費等。

支出の推移



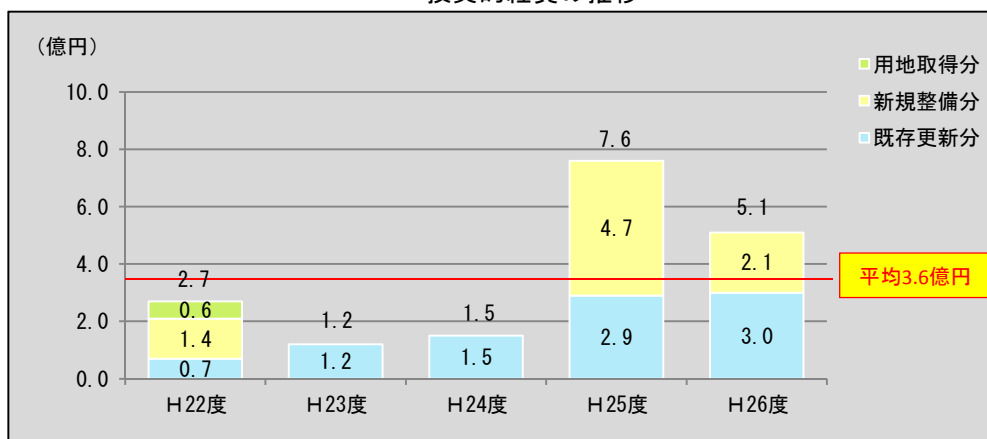
※医療施設は、仙南夜間初期急患センターが平成 27 年 3 月開院のため除く。

6. 改修・更新費用

(1) 投資的経費

公共施設の投資的経費は、年間1.2～7.6億円で推移しており、5年間平均の投資的経費は3.6億円となっています。

投資的経費の推移



(2) 改修・更新費用の見通し

① 算出条件

算出は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団）によるものとし、算出条件は以下のとおりです。

算出条件

改修・更新年数等

大規模改修	実施年数	25年	更新（建替）	実施年数	50年
	改修期間	2年		建替期間	3年
	割り当てる年数	10年		割り当てる年数	10年

※割り当てる年数： 試算時点で実施年数をすでに経過し、改修・更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数。

改修・更新単価

	大規模改修	更新		大規模改修	更新
文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡	公園	17万円/㎡	33万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡	その他	20万円/㎡	36万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡	医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡			

※更新単価には解体費含む

(公共施設等更新費用試算ソフト)

※社会施設は文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設に該当する。

医療保健福祉・子育て支援施設は子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設に該当する。

学校教育施設は学校教育系施設に該当する。

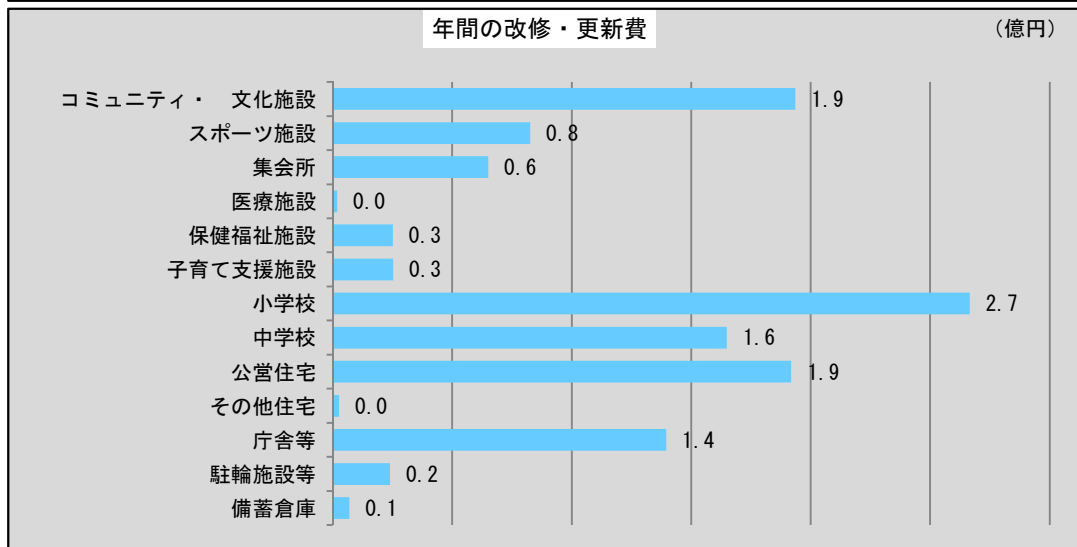
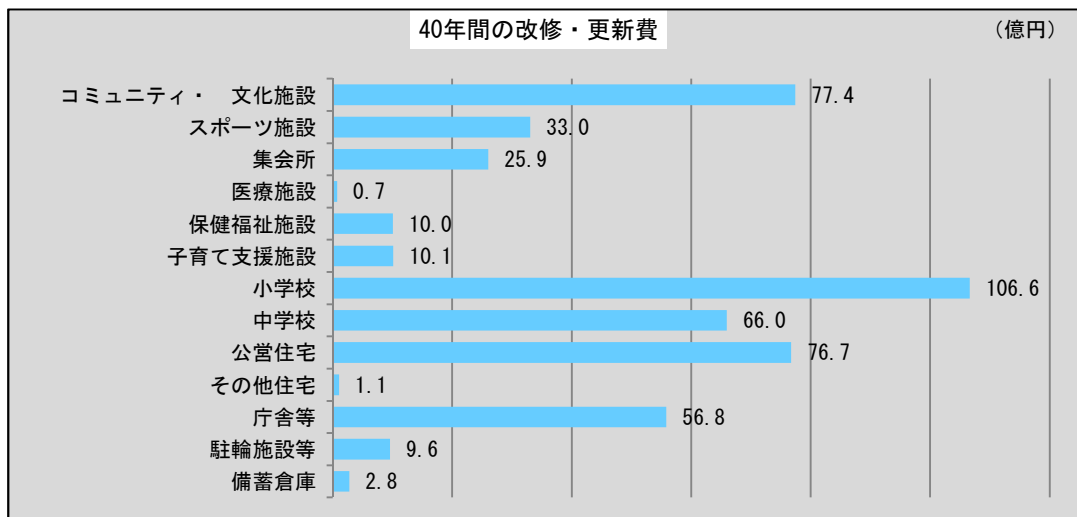
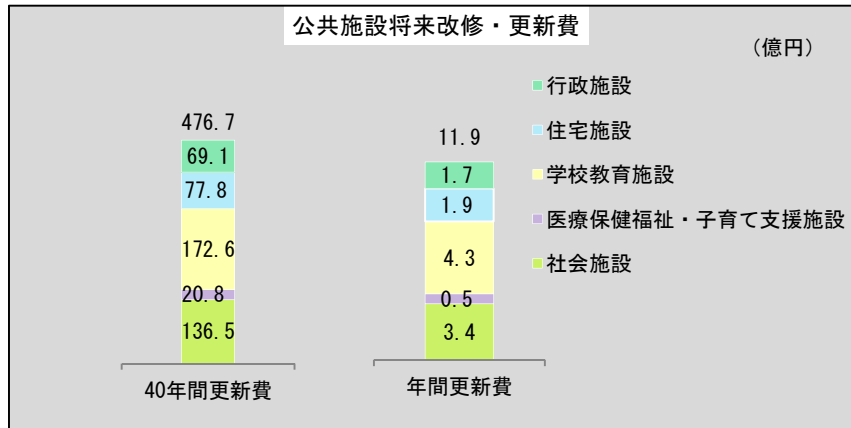
住宅施設は公営住宅、その他に該当する。

行政施設は行政系施設、公園、供給処理施設、その他に該当する。

②改修・更新費

本計画の対象施設である85施設を、今後40年間維持管理・運営していくために必要な改修・更新費※は、年平均額11.9億円であり、最近5年間の投資的経費の年平均額約3.6億円と比較すると、約3.31倍となります。

なお、現状のまま改修・更新を行うと予想し、年度別の改修・更新費を比較すると、平成38年度が最も多く、次いで平成36年度、平成37年度、平成46年度となると予想されます。

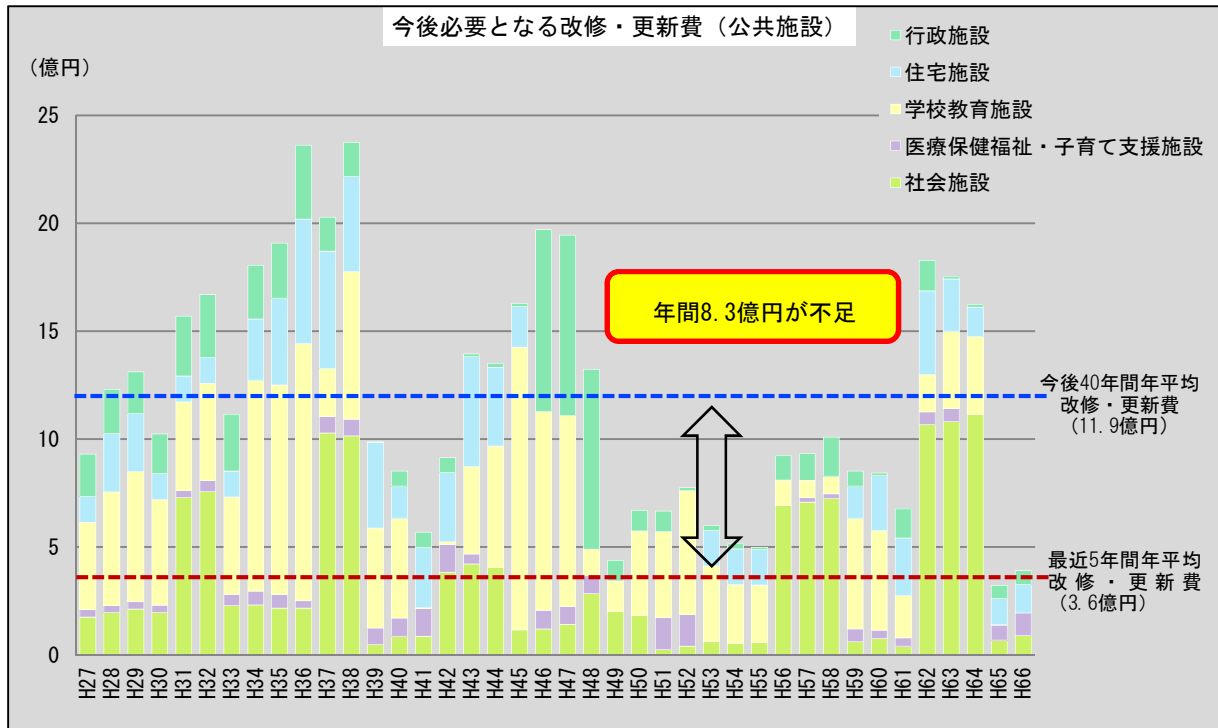


※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。 (公共施設等更新費用試算ソフト)

※改修・更新費算出の前提条件

- ・現在保有する施設を全て保有し続けたとした場合。
- ・改修費(大規模なもの)は25年周期、更新費(建替え)は50年周期。

今後40年間の年度別改修・更新費用



	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
社会施設	1.8	2.0	2.1	2.0	7.3	7.6	2.3	2.2	2.0	2.0
医療保健福祉・子育て支援施設	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.4
学校教育施設	4.0	5.2	6.0	5.0	4.1	4.4	4.4	9.7	9.7	11.9
住宅施設	1.2	2.7	2.7	1.2	1.2	1.2	1.2	2.8	4.0	5.8
行政施設	2.0	2.1	2.0	1.9	2.9	3.0	2.6	2.5	2.6	3.4
合計（億円）	9.3	12.3	13.1	10.3	15.9	16.7	11.1	17.9	19.0	23.5
	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
社会施設	10.3	10.2	0.5	0.9	0.9	3.8	4.2	4.1	1.2	1.2
医療保健福祉・子育て支援施設	0.8	0.8	0.8	0.8	1.3	1.3	0.5	0.0	0.0	0.9
学校教育施設	2.2	6.8	4.6	4.6	0.0	0.1	4.0	5.6	13.1	9.2
住宅施設	5.4	4.4	4.0	1.5	2.8	3.2	5.1	3.6	1.9	0.0
行政施設	1.6	1.6	0.0	0.7	0.7	0.7	0.1	0.2	0.1	8.4
合計（億円）	20.3	23.8	9.9	8.5	5.7	9.1	13.9	13.5	16.3	19.7
	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56
社会施設	1.4	2.8	2.0	1.8	0.3	0.6	0.9	0.5	0.6	6.9
医療保健福祉・子育て支援施設	0.8	0.8	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
学校教育施設	8.9	1.2	1.4	3.9	4.0	5.7	3.5	2.7	2.7	1.2
住宅施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	1.6	0.0
行政施設	8.3	8.3	0.9	0.9	0.9	0.1	0.2	0.2	0.1	1.3
合計（億円）	19.5	13.2	4.4	6.7	6.7	8.0	6.2	5.2	5.1	9.5
	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66
社会施設	7.1	7.3	0.5	0.6	0.4	10.7	10.8	11.1	0.7	0.9
医療保健福祉・子育て支援施設	0.2	0.2	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.0	0.7	1.1
学校教育施設	0.8	0.8	5.1	4.6	1.9	1.7	3.6	3.6	0.0	0.0
住宅施設	0.0	0.0	1.5	2.6	2.7	3.9	2.4	1.4	1.2	1.3
行政施設	1.4	2.0	0.7	0.1	1.4	1.4	0.1	0.1	0.6	0.6
合計（億円）	9.5	10.2	8.4	8.3	6.8	18.3	17.5	16.2	3.2	3.9

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

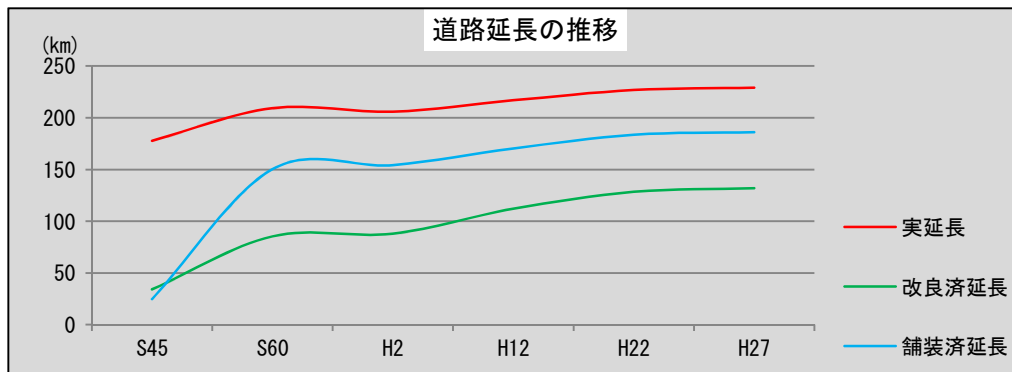
（公共施設等更新費用試算ソフトによる）

第2節 インフラ施設の概況

1. 整備状況

(1) 道路

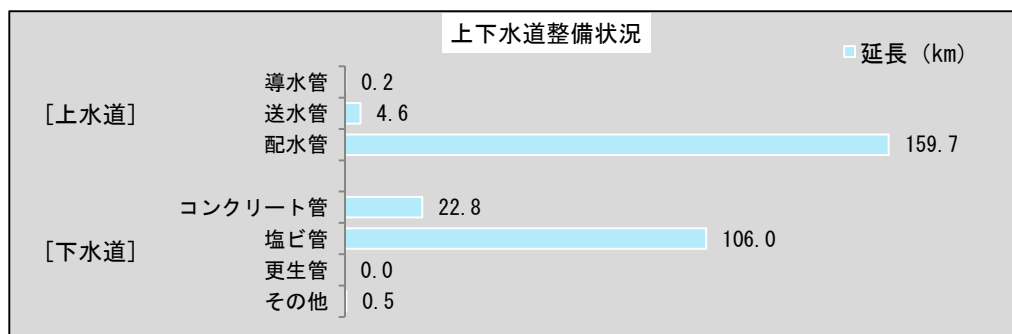
道路は、一般道路が延長 229,074m、面積 1,286,280 m²（内 橋りょう延長 960m、面積 7,590 m²、トンネル延長 231.7m、面積 2,132 m²）、自転車歩行者道が延長 4,140m、面積 15,393 m²です。



	S45	S60	H2	H12	H22	H27
実延長 (km)	177.8	209.3	205.9	216.9	226.8	229.0
改良済延長 (km)	34.2	85.4	88.0	112.1	128.4	132.0
舗装済延長 (km)	24.8	150.3	154.3	170.4	183.6	186.1

(2) 上下水道

上水道は、延長 164,522m、普及率 99.9%、下水道は、延長 129,326m、普及率 93.7%、接続率 95.8%です。



		延長 (m)	普及率 (%)	接続率 (%)
上水道	導水管	226	99.9	—
	送水管	4,634		
	配水管	159,662		
	合計	164,522		
下水道	コンクリート管	22,804	93.7	95.8
	塩ビ管	106,033		
	更生管	0		
	その他	489		
	合計	129,326		

※水道統計・下水道事業に関する調査

平成 27 年 4 月 1 日現在

上水道普及率 = 給水人口 ÷ 行政人口 下水道普及率 = 区域内人口 / 行政人口

下水道接続率 (水洗化率) = 接続人口 / 認可区域内人口

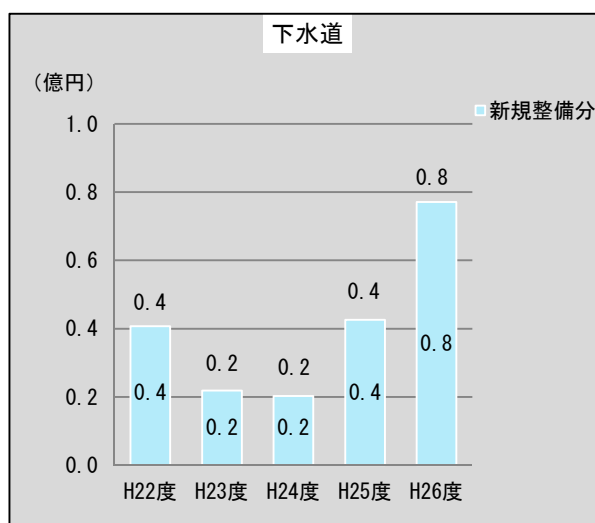
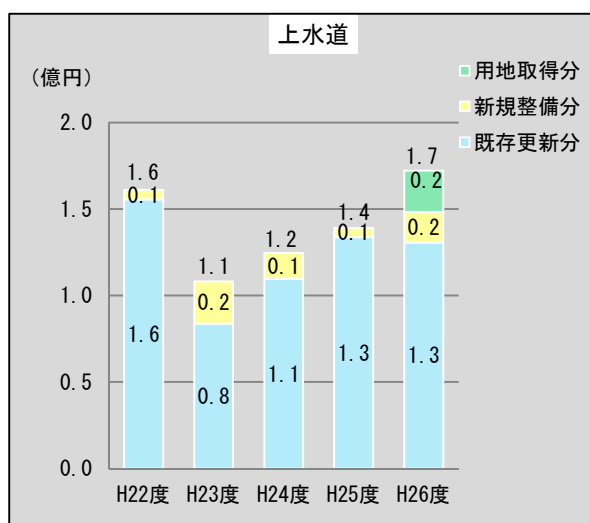
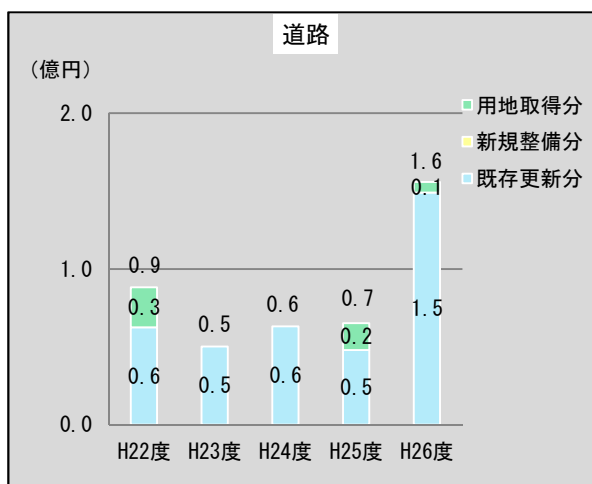
2. 改修・更新費用

(1) 投資的経費

道路は、平成22年度から平成26年度に0.5～1.6億円で推移しております。

上水道は、平成22年度から平成26年度に1.1～1.7億円で推移し、下水道は、0.2～0.8億円で推移しております。

種別投資的経費の推移



	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度	5年間平均
道路 (億円)	0.9	0.5	0.6	0.7	1.6	0.8
上水道 (億円)	1.6	1.1	1.2	1.4	1.7	1.4
下水道 (億円)	0.4	0.2	0.2	0.4	0.8	0.4
合計	2.9	1.8	2.1	2.5	4.1	2.7

	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度	5年間平均
既存更新分	2.2	1.3	1.7	1.8	2.8	2.0
新規整備分	0.5	0.5	0.4	0.5	0.9	0.5
用地取得分	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1
合計	2.9	1.8	2.1	2.5	4.1	2.7

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(2)改修・更新費用の見通し

①算出条件

算出は、「公共施設等更新費用試算ソフト」(一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団)によるものとし、算出条件は以下のとおりです。

算出条件

		更新年数等			
道路		更新年数	割り当てる年数	更新年数	割り当てる年数
道路	一般道路	15年	—	上水道	5年
	自転車歩行者道	15年	—	下水道	5年
橋りょう		60年	5年		

※割り当てる年数： 試算時点で実施年数をすでに経過し、改修・更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数。

更新単価

		更新単価
道路	一般道路	4,700 円/㎡
	自転車歩行者道	2,700 円/㎡
橋りょう	平均	448,000 円/㎡
	鋼橋 鋼橋以外	500,000 円/㎡ 413,000 円/㎡
上水道	導水管	
	300 mm未満	100 千円/m
	300~500 mm未満	114 千円/m
	500~1000 mm未満	161 千円/m
	1000~1500 mm未満	345 千円/m
	1500~2000 mm未満	742 千円/m
	2000 mm以上	923 千円/m
	送水管	
	300 mm未満	100 千円/m
	300~500 mm未満	114 千円/m
	500~1000 mm未満	161 千円/m
	1000~1500 mm未満	345 千円/m
	1500~2000 mm未満	742 千円/m
	2000 mm以上	923 千円/m
	配水管	
	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m
	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m
	400 mm以下	116 千円/m
	450 mm以下	121 千円/m
	500 mm以下	128 千円/m
	550 mm以下	128 千円/m
	600 mm以下	142 千円/m
	700 mm以下	158 千円/m
	800 mm以下	178 千円/m
	900 mm以下	199 千円/m
1000 mm以下	224 千円/m	
1100 mm以下	250 千円/m	
1200 mm以下	279 千円/m	
1350 mm以下	628 千円/m	
1500 mm以下	678 千円/m	
1650 mm以下	738 千円/m	
1800 mm以下	810 千円/m	
2000 mm以上	923 千円/m	
下水道	平均	124 千円/m
	コンクリート管	124 千円/m
	塩ビ管	124 千円/m
	更生管	134 千円/m
	その他	124 千円/m

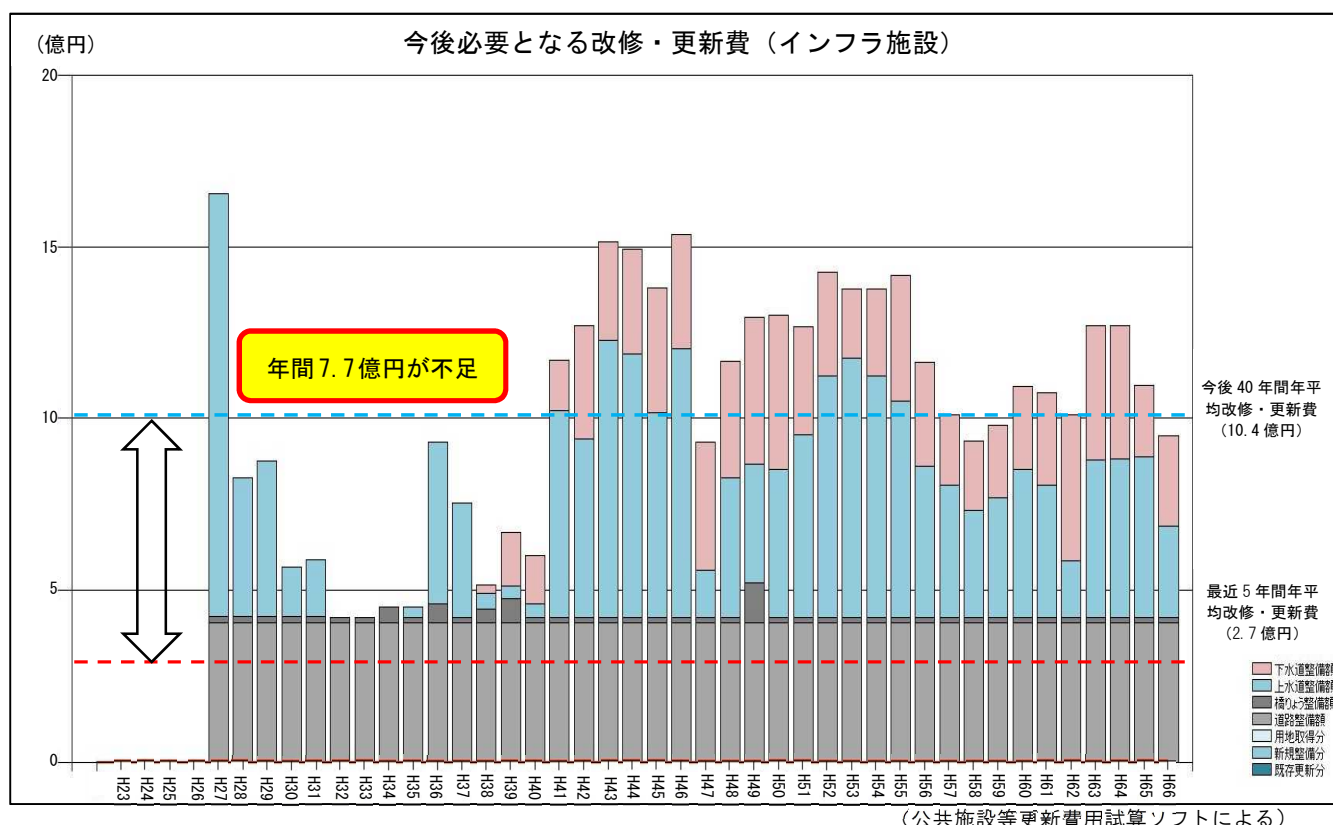
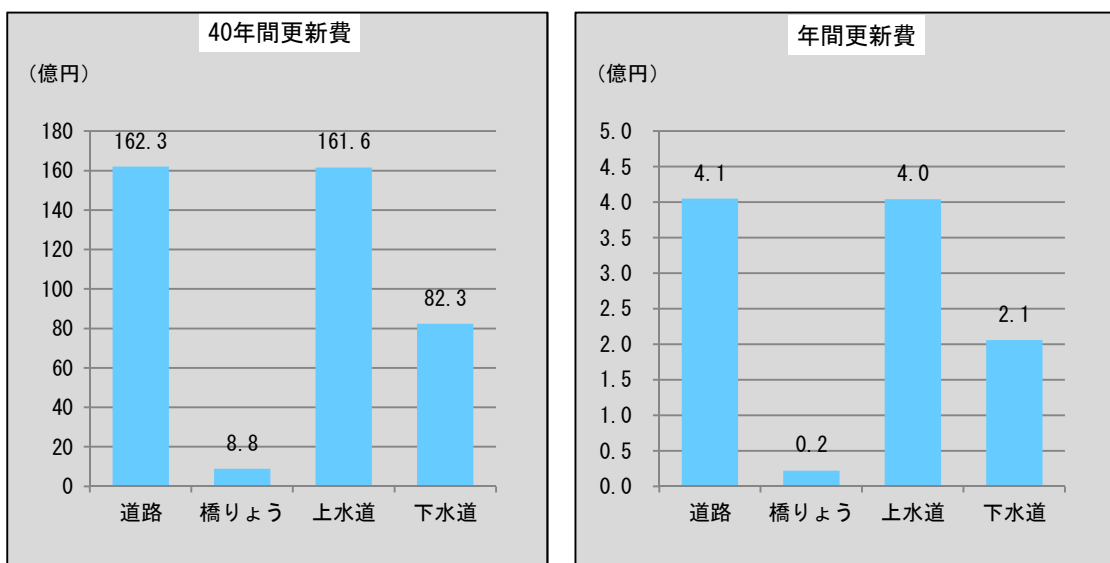
(公共施設等更新費用試算ソフト)

②改修・更新費

インフラ施設を、今後、維持管理していくために必要と想定される改修・更新費は、年平均で10.4億円、最近5年間平均の投資的経費2.7億円に対して3.85倍となります。

道路は、年平均で4.1億円、最近5年間平均の投資的経費0.8億円に対して5.13倍、橋りょうは、年平均で0.2億円となります。

上水道は、年平均で4.0億円、最近5年間平均の投資的経費1.4億円に対して2.86倍、下水道は、普及率93.7%で現在整備中のため、最近5年間平均の投資的経費0.4億円はすべて新規整備であり、年平均2.1億円、最近5年間平均に対して5.25倍となります。



第3節 公共施設等管理の課題

■ 人口減少と少子・高齢化への対応

- ・総人口は平成 26 年をピークに減少に転じ、平成 67 年では、平成 27 年より 21.2%減少することが見込まれています。
- ・年少人口の割合は、平成 27 年 14.0%から平成 67 年 10.4%に減少し、老年人口の割合は 24.7%から 38.8%に増加することが見込まれています。
- ・少子・高齢化が進んでいる状況を踏まえ、急速な人口減少及び少子高齢化の進展とそれに伴う町民ニーズの変化に対応していくことが必要です。

■ 投資的経費増大への対応

- ・人口減少による町民税などの自主財源が減少することが予想される一方、支出では高齢化の進展等による福祉や医療などの社会保障費（扶助費）が増加傾向にあります。
- ・少子高齢化や人口減少の進展に伴って、将来的に税収減や扶助費等の支出増が見込まれることを勘案するときわめてきびしい状況です。
- ・公共施設の改修・更新を進めるためには、きびしい状況のなかで財源を確保することが必要であり、今後は、大規模改修や建替え等により、大幅な改修・更新コストの増加が予想される投資的経費増大への対応が求められています。

■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応

- ・築 30 年以上経過している公共施設の延床面積割合は、65.1%に達しており、老朽化が進んでいます。特に、老朽化が著しいのは、学校教育施設、行政施設、住宅施設であり、インフラ資産においても、道路や上下水道の管渠等において老朽化の進展がみられます。
- ・昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の施設面積は全体の 42.1%を占め、このうち、耐震改修(改修不要を含む)を実施したのは 100%です。
- ・一般に、鉄筋コンクリート造の建物の場合、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 60 年程度が経つと建替えが必要となるといわれていることから、今後、大規模改修や建替えにより、安全確保や耐久性向上を図っていく必要があります。

■ 施設サービスの効率化と改善

- ・社会施設や医療保健福祉・子育て支援施設の年間利用状況を見ると、減少傾向となっています。
- ・今後は、町民ニーズを踏まえ、施設や提供サービスを検討し、適正化を図る必要があります。
- ・運営時間の延長や提供事業内容の改善・拡充など、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取り組みを図っていくことも重要です。

■ 計画的・戦略的な管理・運営

- ・改修・更新のやり方を従来どおり続けていくだけでは、改修・更新にかかる経費は莫大になり、財政の破綻や行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・現在の投資額の3倍以上のコストを要することが予想されるなかで、早期にマネジメントの取組みを推進する体制を整備することで、後年度の財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。
- ・今後の施設の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的・戦略的なマネジメントに取り組む必要があります。

■ 効果的で適切な管理・運営

- ・個々の施設について、長寿命化やPPP*¹等の手法の活用を含めて、短期的なコストではなく、ライフサイクルコスト*²を引き下げ、費用対効果の高いマネジメントの方向性を推進する必要があります。
- ・総合的な視点で優先順位を付け、「選択と集中」により限られた資源を効果的に活用することも必要です。
- ・人口構造や町民ニーズの変化に伴う行政サービス需要の変化、立地する公共施設の配置、各公共施設の機能を踏まえた、適切なマネジメントが必要です。

■ 全庁的なデータ管理体制の構築

- ・減価償却費や人件費等を含めた施設の維持管理に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析する必要があります。
- ・現状では、これらの施設に関するデータはそれぞれの所管部局で個別に保有・管理されており、全庁的なデータの統一や整理がなされていない状況です。
- ・施設のデータベース化を含めたデータの一元管理や部局横断的な体制整備などを含めて、全庁的なデータの整理・収集、管理体制を整備することが必要です。

■ 問題意識や情報の共有による官民協働・連携

- ・マネジメントを行う上では、施設の実態に関する問題意識や情報を町民と共有しながら推進することが重要です。
- ・その上で、協働による施設の管理運営や、民間のノウハウや活力を取り入れたより効果的・効率的な施設マネジメントの実現を図ることが必要です。
- ・そのため、施設にかかるコストや利用の実態に関するデータの分析評価の結果をわかりやすく開示し、町民との協働や民間事業者等との連携により施設の改善策やあり方を検討していくことが求められています。

※1 PPP：「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFIや指定管理者制度はPPPの代表的な手法。

※2 ライフサイクルコスト：施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費。

公共施設等管理計画

第4章

第1節 公共施設等管理の基本方針

第2節 公共施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進
2. 長寿命化の推進
3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

第3節 インフラ施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進
2. 長寿命化の推進
3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

第4節 類型別の方針

1. 社会施設
2. 医療保健福祉・子育て支援施設
3. 学校教育施設
4. 住宅施設
5. 行政施設
6. 公園施設

第4章 公共施設等管理計画

これまでの本町の行政サービスは、町民ニーズの多様化へ対応し、それぞれの分野ごとに施設の整備が進められてきました。

これらにより、行政サービスの充実が図られる一方、町民の高齢化や人口減少など、新たな状況になり、税収の伸びが見込めない中で、これまでに整備してきた施設の改修や更新、維持管理などの経費の比重が大きくなってきています。

このような状況を考慮すると、今後は、施設は作る時代から、長寿命化による施設の維持管理が重要となります。町民のニーズの変化に対応したサービスを提供するなかで、施設のあり方も変更していく必要性が生じ、組織横断的な判断が求められています。

今後は、施設の利活用について、持続可能な行政経営を行うためにも、一元的な取組みを図る必要があります。

ただし、公共施設は町民に対する行政サービスの提供を行うにあたっては、重要な役割を担っており、災害時等においては、町民の避難場所としての役割を担う必要もあり、公共施設の改修や更新、統廃合を安易に凍結したり廃止することは望ましくないと考えます。また、町民ニーズを的確に把握し、より効果的な公共施設の適正な整備や運営をしていく必要があります。新規での整備や既存施設の複合化、再編による規模の縮小など、町全体の施設のバランスをとることが重要となります。

そこで、本町の公共施設やインフラ施設の共通の方針を明確にし、問題点を町全体で共有し、健全な財政運営を実施できるよう「公共施設等総合管理計画」として取り組む必要性があります。

第1節 公共施設等管理の基本方針

本計画では、公共施設等管理の必要性を踏まえ、次のような公共施設等管理の基本方針を設定し、目指す方向を目標として次のとおり定めます。

【目標1】施設量適正化の推進

公共施設のあり方や必要性について、町民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、施設保有量の適正化を実現します。

【目標2】長寿命化の推進

今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【目標3】適切な施設配置と民間活力導入の促進

更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

第2節 公共施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進

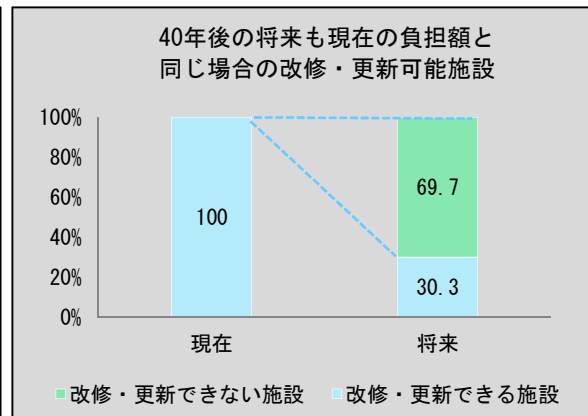
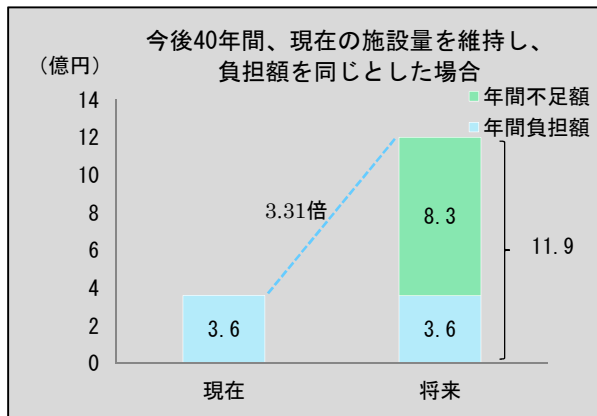
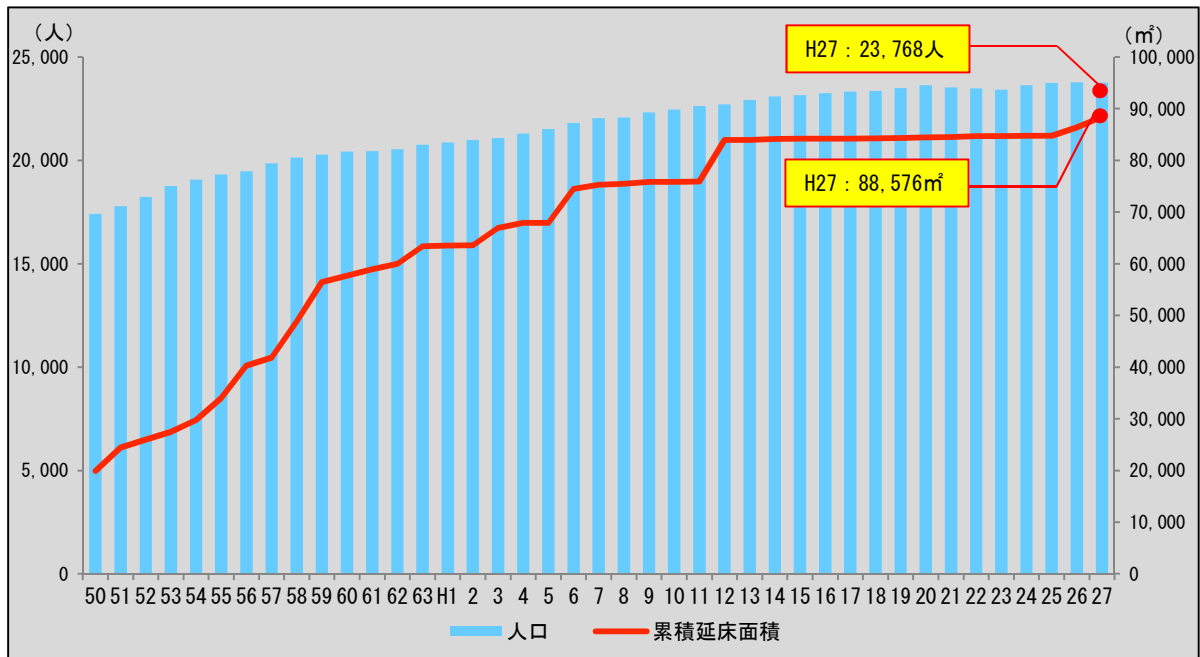
(1) 施設総量と財政負担

公共施設は、人口増加を背景にした行政需要に対応して整備してきましたが、昭和50年代に集中して整備が行われたため、改修・更新時期の集中による財政負担の増大が予想されます。

現在の負担額（平成22～26年度の年平均投資的経費）は、3.6億円ですが、現在の施設量を維持した場合、今後必要となる年間負担額は11.9億円と推計され（現在の3.31倍）、年間8.3億円の財源が不足すると予測されます。

また、将来も現在と同じ財政負担額を支出できると想定した場合に改修・更新できる施設は30%であり、7割が改修・更新できないこととなります。

人口と公共施設累積延床面積の推移



(公共施設等更新費用試算ソフト)

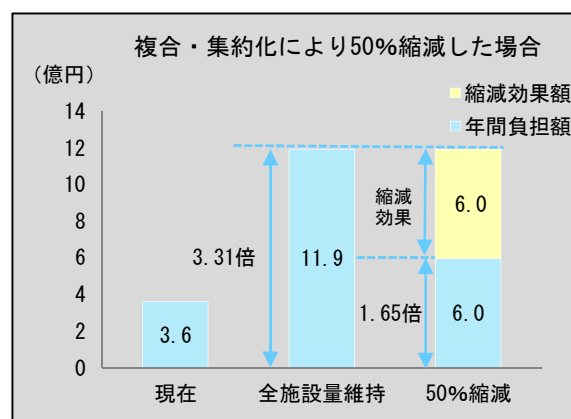
(2) 施設総量の適正化

社会保障費である扶助費が増加するなかで、財政負担と人口規模、効率的利用の観点から踏まえ、以下のような施設量を設定し、人口減少への対応と施設の複合・集約化及び長寿命化による施設量の適正化を図ります。

① 複合・集約化による施設量の適正化

現在の財政負担額で現状の 85 施設を改修・更新した場合、70%の施設が財源不足から改修・更新できません。

40 年後の人口動向（現在の 21%減少）を考慮しつつ、複合・集約化により、施設総量を 50%縮減した場合、年間の改修・更新費は 11.9 億円から 6.0 億円（現在の 1.65 倍）に縮減可能となり、現在の施設量を維持した場合より 6.0 億円の縮減となります。

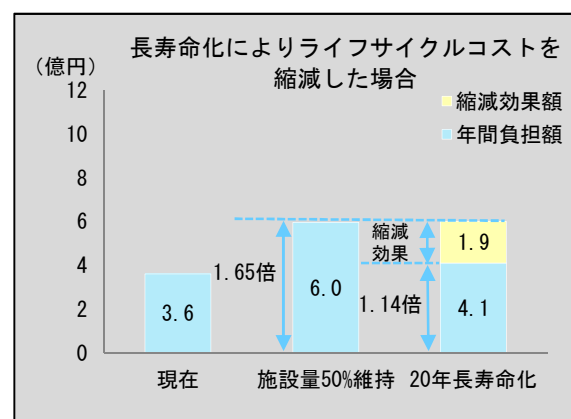


(公共施設等更新費用試算ソフト)

② 長寿命化による施設量の適正化

現在の財政負担額（3.6 億円）で現状の 50%を維持管理するためには、なお年間 2.4 億円の不足となることから、維持管理する施設（全体の 50%）の長寿命化を図り、年間のライフサイクルコストを縮減する必要があります。

50 年の改修・更新期間を 70 年にした場合、年間の改修・更新費は 6.0 億円から 4.1 億円（現在の 1.14 倍）に縮減可能となり、縮減効果は 1.9 億円となります。



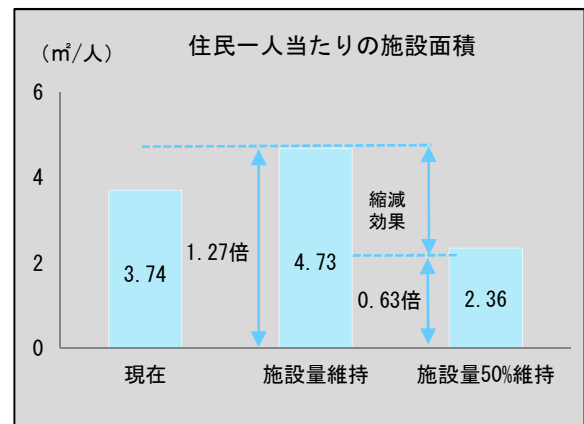
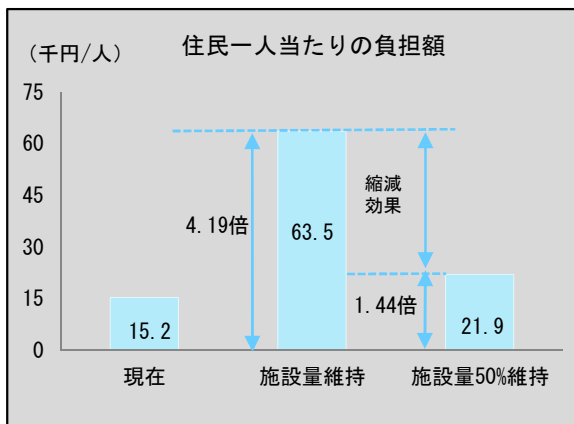
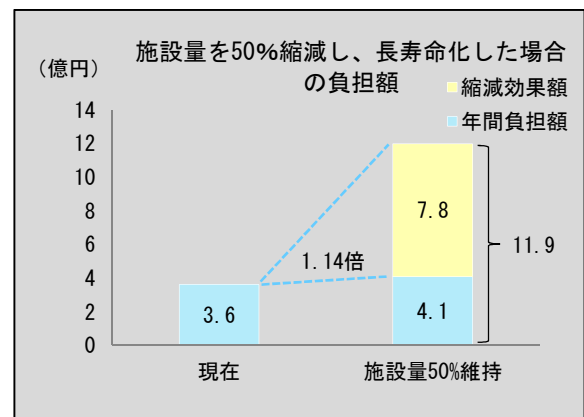
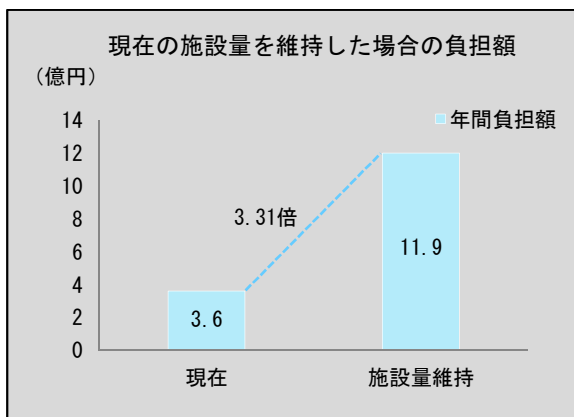
(公共施設等更新費用試算ソフト)

③施設総量の縮減目標

人口減少に配慮しつつ、施設の複合・集約化と長寿命化を進めることにより、現状の財政負担の範囲内で改修・更新が可能となるよう、施設総量を50%縮減することを目標とし、年間負担額を4.1億円（現在の1.14倍）、現在の施設量を維持した場合（11.9億円）より7.8億円の縮減を図ります。

これにより、住民一人当たりの負担額は、現在の施設量を維持した場合（現在の4.19倍）に比べて1.44倍（21.9千円/人）、住民一人当たりの面積は、現在の施設量を維持した場合（現在の1.27倍）に比べて0.63倍（2.36㎡/人）に抑えることができます。

なお、縮減量については、今後、効率的な施設の管理、運営を行いコストの低減を図ることにより、見直していくこととなります。



40年後

公共施設（建築物）施設総量 : 現在の50%縮減

- ・住民一人当たりの負担額 : 15.2千円/人 → 21.9千円/人
- ・住民一人当たりの施設面積 : 3.74㎡/人 → 2.36㎡/人

とすることを目標とする。

2. 長寿命化の推進

(1) 定期的な点検・診断の実施

施設の定期点検を実施し、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、施設単位の修繕、改善履歴データを整理し、随時履歴を確認できる仕組みを整備します。

(2) 計画的な修繕の実施

対症療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえて適切な時期に予防保全的な修繕を行い、効率的な維持管理を実現するため、以下の修繕を実施します。

① 経常的な修繕

・ 水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度実施する必要のある経常的な修繕。

② 計画修繕

・ 外壁塗装の塗り替え、屋根防水工事の実施等、周期的に実施する必要のある計画修繕。

(3) 快適性や安全性、耐久性を向上する改修の実施

施設の快適性や安全性、耐久性が向上する、以下の改善を実施します。

① 快適性向上型改善

・ 利便性、衛生、居住性等の快適性向上のための改善。

② 福祉対応型改善

・ 高齢者、障害者等の利用や居住の円滑化のための改善。

③ 安全性確保型改善

・ 耐震性、耐火性等安全性を確保するための改善。

④ 長寿命化型改善

・ 劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための改善。

(4) 管理コストの縮減

日常点検、修繕・改善等に関する計画的な実施体制を構築し、維持管理に要する費用を縮減するとともに、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めて施設の長寿命化を図り、管理コストの縮減を進めます。

3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

(1) 適切な施設配置

地域需要のバランスを踏まえつつ、保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更などにより、施設の適正配置に取り組みます。

施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。

施設の廃止により生じる跡地については、まちづくりに資する活用を図ります。

(2) 民間活力を生かした管理・運営サービス向上の推進

官民の役割分担を明確にし、PPP/PFI^{※1}などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。

また、包括的な民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

※1 PPP：「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFIや指定管理者制度はPPPの代表的な手法。

PFI：「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

第3節 インフラ施設管理の取り組み

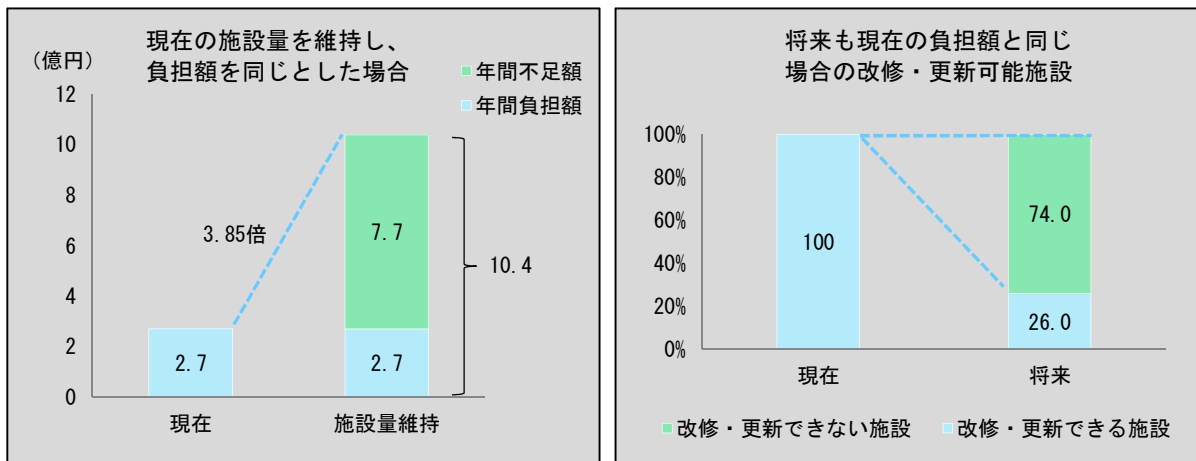
1. 施設量適正化の推進

(1) 施設総量と財政負担

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能とともに、災害時の防災空間としても重要な役割を担っていますが、近い将来、老朽化による維持管理費の増大あるいは更新需要が集中することが予想されます。

現在の負担額（平成 22～26 年度の年平均投資的経費）は、2.7 億円ですが、現在の施設量を維持した場合、今後必要となる年間負担額は 10.4 億円と推計され（現在の 3.85 倍）、年間 7.7 億円の財源が不足すると予測されます。

また、将来も現在の負担額と同じとした場合に改修・更新できる施設は 26.0%であり、7割以上が改修・更新できないこととなります。



(2) 施設総量の適正化

施設の特性に応じた効率的で効果的な維持管理を推進し、長期的かつ安全で安定的なサービスを提供するため、老朽化した施設について、状態を適切に把握し、費用対効果等を検証した上で、計画的に改修・更新を進めることにより、財政負担の縮減・平準化を図ります。

財政負担と人口規模、効率的なサービス提供の観点を踏まえ、町民生活における重要性及び道路、上下水道の特性を考慮し、中長期的な管理の視点に基づく、それぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ります。

2. 長寿命化の推進

道路、上水道、下水道の施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。

(1) 定期的な点検・診断の実施

施設の定期点検を実施し、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、施設単位の修繕、改善履歴データを整理し、随時履歴を確認できる仕組みを整備します。

(2) 計画的な修繕の実施

対症療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえて適切な時期に予防保全的な修繕を行い、効率的な維持管理を実施します。

(3) 安全性、耐久性を向上する改修の実施

施設の長寿命化を図り、安全性、耐久性が向上する改善を実施します。

(4) 管理コストの縮減

日常点検、修繕・改善等に関する計画的な実施体制を構築し、維持管理に要する費用を縮減するとともに、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めて施設の長寿命化を図り、管理コストの縮減を進めます。

3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

(1) 適切な施設配置

インフラ施設の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を考慮し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(2) 民間活力を生かした管理・運営サービス向上の推進

研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を可能にします。

また、PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入するとともに、包括的な民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

第4節 類型別の方針

1. 社会施設

(1)現状

- ・地域住民の活動の場として公民館、コミュニティセンターを設置し、ホールや会議室の貸出等を行っています。また、教養を育む施設として図書館や民俗資料収蔵室を設置し、図書の貸し出しや資料の公開を行っています。
- ・日常生活の中でスポーツに親しみ、健康の保持増進と体力づくりを図る施設として運動施設を2施設設置しています。
- ・地域のコミュニティの場だけではなく、地域の自治を作る拠点として集会所を28施設設置しています。

施設概要

	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	施設内容
コミュニティ・文化施設	民俗資料収蔵室	587	S5	
	中央公民館	2,194	S55	大ホール、会議室他
	金ヶ瀬公民館	1,131	S61~H5	大集会室、図書室他
	駅前コミュニティセンター	8,001	H12	貸室、図書館他
スポーツ施設	東部屋内運動場	506	S56	体育館
	総合体育館	5,393	H6	体育館、倉庫
集会所	東部集会所	159	S45	地域集会所
	上谷集会所	212	S48	地域集会所
	原前集会所	116	S51	地域集会所
	稗田前集会所	102	S52	地域集会所
	西桜集会所	137	S53	地域集会所
	金ヶ瀬新町集会所	147	S53	地域集会所
	上町集会所	157	S54	地域集会所
	台部集会所	103	S54	地域集会所
	見城前集会所	132	S55	地域集会所、倉庫
	保料集会所	125	S56	地域集会所
	尾形丁集会所	141	S57	地域集会所
	むつみ集会所	155	S58	地域集会所
	上川原集会所	158	S59	地域集会所、倉庫
	丑越集会所	155	S59	地域集会所
	本町集会所	137	S59	地域集会所
	幸中島集会所	158	S59	地域集会所
	二本松集会所	145	S60	地域集会所
	東桜集会所	155	S61	地域集会所
	中町集会所	158	S62	地域集会所
	南桜集会所	164	H3	地域集会所
	上谷東集会所	129	H4	地域集会所
	新開集会所	75	H6	地域集会所
	福田集会所	89	H7	地域集会所
	金ヶ瀬中央集会所	173	H8	地域集会所
	住吉町研修交流センター	155	H14	地域集会所
	金ヶ瀬東集会所	163	H22	地域集会所、倉庫
	西原集会所	187	H27	地域集会所
	橋本交流センター	171	H27	地域集会所

(2)課題

- ・中央公民館をはじめ、各地区集会所で老朽化が進んでいます。不特定多数の方が利用する施設であり、大規模改修等による安全性の確保や施設の効率的な維持・更新が必要です。
- ・地域ニーズに応じた貸室機能の見直し等による利用者数の向上や受益者負担の見直し、指定管理者制度の導入等を考慮した効率的な施設の維持管理・運営が必要です。

(3)管理方針

- ・ホールや貸室機能については、各施設の設置状況や利用状況を勘案しつつ、全町レベルで必要性和配置を再検討し、施設の更新にあわせて統合・整理や複合化を検討します。
- ・利用圏が重複している施設や複数設置されている施設については、更新にあわせて統合・整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・直営の施設にあつては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し、長寿命化を図ります。

2. 医療保健福祉・子育て支援施設

(1)現状

- ・ 夜間の初期医療を担う専門施設として、1施設設置しています。
- ・ 健康や福祉の増進に寄与する施設として、3施設設置しています。
- ・ 保育施設、児童館、地域子育て支援施設として、4施設設置しています。

施設概要

	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	施設内容
医療施設	仙南夜間初期急患センター	285	H26	
保健福祉施設	福祉センター	675	S53	福祉センター他
	保健センター	698	S59	
	福祉作業所さくら	192	H7~H20	作業所、倉庫2他
子育て支援施設	大河原町立桜保育所	726	S50~S53	
	大河原町立上谷児童館	418	S54	
	大河原児童センター	349	H9	
	世代交流いきいきプラザ	1,311	H26	児童クラブ他

(2)課題

- ・ 今後の少子化の進行を考慮した施設の統廃合や効率的な維持管理・運営が必要です。
- ・ 民営化等の民間活力の導入を考慮した施設の維持管理・運営の効率化による年間コストの縮減が必要です。

(3)管理方針

- ・ 将来の利用者や園児・学童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討し、施設の更新や廃止の際には、「身近なコミュニティ施設」として複合化を検討します。
- ・ 直営の施設にあつては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・ 民営化が可能な施設については、民営化に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。

3. 学校教育施設

(1)現状

- ・学校教育法に基づいて、小学校を3校、中学校を2校設置し、児童・生徒に義務教育としての普通教育を実施しています。

施設概要

	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	施設内容
小学校	大河原小学校	8,535	S41～H26	校舎、屋内運動場他
	金ヶ瀬小学校	5,052	S51～H24	校舎、屋内運動場他 児童クラブ併設
	大河原南小学校	6,384	S56～H17	校舎、屋内運動場他
中学校	大河原中学校	9,146	S38～H21	校舎、屋内運動場他
	金ヶ瀬中学校	5,351	S63～H27	校舎、屋内運動場他

(2)課題

- ・大半の施設が築後30年以上経過していることや老朽化が著しい状況を踏まえ、安全性の確保や効率的な施設の維持・更新が必要です。
- ・将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、特に児童・生徒数の少ない学校での将来的な施設のあり方や統廃合の検討が必要です。

(3)管理方針

- ・将来の児童・生徒数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討し、施設の更新や廃止の際には、「コミュニティの核」として周辺の公共施設等と複合化を検討し、併せて地域の防災拠点として機能を強化します。
- ・更新にあたっては、少人数学級の実施や特別支援学級の設置等を考慮した教室を整備するとともに、スケルトン・インフィル方式^{※1}等の柔軟な設計の導入により、転用の容易化を図ります。

※1 スケルトン・インフィル方式：建物をスケルトン（骨格・構造躯体）とインフィル（内容・設備等）に分類し、前者は長期に利用できる「耐用性」を、後者は利用者の個性や将来の変化に対応しやすい「可変性」を重視して、将来的に柔軟な対応ができるようにした建築方式。

4. 住宅施設

(1)現状

- ・住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する施設として公営住宅4施設を整備しています。
- ・その他の住宅として2施設を整備しています。

施設概要

	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	施設内容
公営住宅	上谷団地	8,175	S47~H3	17棟
	見城前団地	3,289	S50~S54	3棟
	栄町団地	955	S50	1棟
	稗田前団地	3,903	S55~S56	4棟
その他の住宅	旧末広医師住宅	86	S51	
	旧保料医師住宅	84	S51	

(2)課題

- ・大半の施設が築後30年以上経過していることや老朽化が著しい状況を踏まえ、効率的な施設の維持・更新が必要です。

(3)管理方針

①公営住宅

- ・策定されている「大河原町公営住宅等長寿命化計画」と整合を図り管理していきます。
- ・地域需要のバランスを踏まえつつ、著しく老朽化した住宅、既に募集を停止した住宅の統廃合を行い、各施設の更新、用途廃止を進めます。
- ・真に住宅に困窮する世帯に対応した住宅の改修を行い、必要に応じて、借上型公営住宅の供給等、管理委託の必要性、可能性を検討していきます。
- ・入居者の意識に配慮しつつ、居住性向上や長寿命化を目的とした改善を進め、快適に居住できる住宅の確保を図ります。

②その他の住宅

- ・更新にあたっては、統廃合、用途変更を含めて検討します。

5. 行政施設

(1)現状

- ・行政サービスの拠点として役場庁舎、災害の発生に備え保存食や毛布等の生活必需物資を備蓄するための施設として防災備蓄倉庫を設置しています。
- ・教育を支援する施設として学校給食センターを設置し、調理、配送を実施しています。
- ・県南の拠点市場として地方卸売市場を設置し、生鮮食料品の供給等を行っています。
- ・大河原公園の管理施設として管理棟を設置しています。
- ・倉庫として東部郷倉を設置しています。
- ・鉄道利用者のために駅前駐輪施設、自由通路を設置しています。

施設概要

	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	施設内容
庁舎等	東部郷倉	50	S10	
	旧さぎ沼荘	546	S46	現在倉庫として利用
	地方卸売市場	1,256	S49	
	学校給食センター	515	S53~H7	本棟、倉庫
	役場	6,339	S59~H3	庁舎、防災倉庫等
	大河原公園管理棟	126	H6	
駐輪施設等	大河原駅自由通路	481	S62	
	大河原駅前第2駐輪場	310	S62	
	大河原駅前第1駐輪場	916	H6	
備蓄倉庫	本町地区防災資機材備蓄倉庫	12	S54	軽四輪消防ポンプ付積載車
	大河原町防災資機材備蓄倉庫	99	H2	町防災備蓄倉庫
	末広地区防災資機材備蓄倉庫	20	H6	軽四輪消防ポンプ付積載車
	金ヶ瀬中央地区防災資機材備蓄倉庫	21	H7	
	保料地区防災資機材備蓄倉庫	20	H8	
	自動車班防災備蓄倉庫	53	H10	
	小山田地区防災資機材備蓄倉庫	17	H11	軽四輪消防ポンプ付積載車
	金ヶ瀬下地区防災資機材備蓄倉庫	20	H12	
	堤地区防災資機材備蓄倉庫	20	H12	
	上大谷地区防災資機材備蓄倉庫	20	H13	
	金ヶ瀬中地区防災資機材備蓄倉庫	20	H14	
	西原地区防災資機材備蓄倉庫	20	H15	
	福田地区防災資機材備蓄倉庫	20	H16	
	新寺地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	
	橋本地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	
	金ヶ瀬上地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	
	上谷地区防災資機材備蓄倉庫	20	H18	
	南桜町地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	
	中島町地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	
	原前地区防災資機材備蓄倉庫	20	H19	
上川原地区防災資機材備蓄倉庫	20	H20		
小島地区防災資機材備蓄倉庫	20	H20		
尾形丁地区防災資機材備蓄倉庫	20	H20		

(2)課題

- ・従来の役割を終えた施設の統廃合や有効活用の検討や築30年以上経過している施設の老朽化対応と安全性の確保が必要です。

(3)管理方針

- ・ 役場庁舎は、施設の更新にあわせて行政機能の複合化や集約化を図ります。
- ・ 事業所や事務所等の新たな需要に対しては、既存施設の活用や借上げによることを基本とし、可能な限り集約化します。
- ・ 機能が類似している施設や近接する施設、当初の利用がされていない施設については、統廃合に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・ 民間の運営が可能な施設については、施設の民間移管を検討します。

6. 公園施設

(1) 現状

- 公園施設等は52施設あり、40施設が都市公園、12施設がその他公園になっており、地域の人たちの憩いの場やコミュニティ活動の場として広く活用されています。

公園名	種別	敷地面積 (㎡)	供用開始年度	その他
大河原公園	地区	54,043	S53	管理事務所
大河原南公園	近隣	27,253	未開設	
馬取山公園	特殊	10,930	H7	
大河原昆虫公園	都市林	6,008	H7	
中島公園	街区	8,226	S44	
甲子公園	街区	3,093	S44	
南桜公園	街区	3,585	S47	
東桜公園	街区	2,960	S47	
東原町公園	街区	1,967	S49	
緑町公園	街区	1,987	S49	
不動公園	街区	1,847	S49	
高砂公園	街区	2,842	S50	
西桜1号公園	街区	3,706	S52	
西桜2号公園	街区	3,016	S52	
西桜3号公園	街区	957	H6	
東青川公園	街区	2,763	S58	
中部1号公園	街区	2,242	H6	
中部2号公園	街区	3,500	S59	
中部3号公園	街区	1,399	H6	
中部4号公園	街区	1,500	H6	
中部5号公園	街区	1,500	H6	
中部6号公園	街区	1,500	H6	
中部7号公園	街区	1,500	H6	
中部8号公園	街区	1,790	H6	
中部9号公園	街区	1,780	H6	
山崎公園	街区	3,140	S61	
上谷公園	街区	1,334	S63	
旭町公園	街区	2,279	H4	
見城前公園	街区	2,960	H5	
新古川公園	街区	1,000	H6	
南平公園	街区	1,000	H6	
小島1号公園	街区	1,055	H9	
小島2号公園	街区	1,000	H9	
小島3号公園	街区	2,600	H9	
小島4号公園	街区	1,204	H9	
末広公園	街区	1,017	H16	
保料公園	街区	1,429	H21	
広表1号公園	街区	6,121	H23	
広表2号公園	街区	1,920	H16	
広表3号公園	街区	2,511	H23	
稗田前児童遊園	その他	671	S46	
一軒地児童遊園	その他	444	S55	
上川原児童遊園	その他	158	S29	
上町児童遊園	その他	286	S47	
福田児童遊園	その他	863	-	
上谷1号児童遊園	その他	1,106	S49	
上谷2号児童遊園	その他	1,084	S49	
上谷3号児童遊園	その他	655	S61	
台部児童遊園	その他	871	S47	
金ヶ瀬児童遊園	その他	787	-	
丑越児童遊園	その他	138	-	
白鳥児童遊園	その他	424	H6	

(2)課題

- ・遊具や設備が老朽化している公園が数多くあり、安全面を考慮すると定期的な点検や修繕、遊具等の更新が必要になっています。

(千円)

	報償費	光熱水費	伐採 処分費	管理 委託費	工事費	原材料費	使用料	備品 購入費	総計
H22	1,239	7,058	452	10,375	18,200	52	15	0	37,391
H23	1,332	9,102	214	7,390	107,617	38	15	1,450	125,691
H24	1,372	6,619	124	8,594	4,431	90	15	0	21,245
H25	1,372	7,017	279	7,937	2,877	20	14	126	19,502
H26	1,592	7,237	312	8,818	2,930	70	14	0	20,973

(3)管理方針

- ・老朽化の進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。
- ・清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ります。
- ・公園管理は、公園管理サポーターや地域のボランティアにより支えられている側面もあるため、今後も協働のまちづくりの実践として、さらにボランティア活動がしやすい仕組みづくりを充実させていきます。

第5章

計画の推進

第1節 マネジメントの実行

1. 公共施設
2. インフラ施設

第2節 体制構築と進行管理

1. 推進体制の構築と連携
2. 進行管理と活用

第5章 計画の推進

第1節 マネジメントの実行

適正な施設管理の推進を円滑にし、実効性のあるものとするため、次の方策により、実行していきます。

1. 公共施設

(1) 現状の把握

共通の記載様式に基づき、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

(2) 施設評価の実施

作成した施設カルテを基に、利用度、維持管理コスト、老朽化度等定量的な視点で評価を行い、町域内の配置状況や設置の経過、施設類型などの要素を踏まえた評価を行います。

(3) 方向性の検討

公共施設類型別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、町民ニーズの集約と政策適合性を考慮し、長期的な施設管理の方向性を検討します。

公共施設類型別基準

評価	対策	対象となる施設例
そもそも公共サービスとしての必要性に乏しい施設	廃止	
公共サービスとしては必要であるが、公共施設は必要ない施設	ソフト化（民間移管）	保育所、学童保育室、スポーツ施設 公営住宅、公園緑地
	ソフト化（町民移管）	集会施設
	ソフト化（代替サービス）	庁舎等、図書館
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要のある施設	学校統廃合	小学校、中学校
	共用化	集会施設
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	広域化	集会施設、図書館
	多機能化	集会施設、保育所、学童保育室 保健福祉施設、消防施設

2. インフラ施設

インフラ施設は、複合化・集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共施設とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

(1)現状の把握

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともに、データの蓄積を行います。

(2)取組みの見直し

定期的な点検に基づいた評価により、短中期の更新・補修計画を策定し、実施します。

また、施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、受益者負担の原則から、維持管理費用等の積算や管理水準等の見直しを行い、安定的な運営を目指すための方策を検討し、実行します。

(3)方向性の検討

道路、上下水道等の施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

第2節 体制構築と進行管理

1. 推進体制の構築と連携

(1) 組織体制の構築

基本方針に基づいた取組みを展開するにあたり、部署間にまたがる案件（複合化、用途転用など）、予算等の財政的な連動など、役割分担や調整が難航することが想定されます。

そのため、組織横断的、全庁的な組織を立ち上げ、その推進体制（組織）のイニシアチブの下、調整を図りながら、類型別の公共施設等について早急に検討・協議を行います。

また、着実に実行していくため、専門的能力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施する体制を整えていきます。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画は、財政措置により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討していきます。

(3) 官民協働・連携の環境整備

公共施設等における行政サービスの有効性、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、施設サービスの提供過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

また、民間のノウハウや活力を取り入れた、より効果的・効率的な施設の管理運営を実現するため、官民連携を図るための環境形成を図ります。

(4) 職員の意識改革

職員は、公共施設やインフラの現状や管理の意義などを理解し、経営的視点に立った総量適正化や維持管理のあり方を理解し、社会状況や町民ニーズの変化に対応できるようなサービスの向上のための創意工夫を自ら実践していくことが重要です。

そのため、研修会等を通じて職員一人ひとりが、意識を持って取り組んでいくための職員の啓発に努め、全庁的な管理やコスト意識の向上を図ります。

2. 進行管理と活用

(1)新しい公会計に基づく進行管理

従来の官庁会計では、資産の状況を正確に把握することができなかった状況を踏まえ、本町では、新地方公会計制度のもと保有する公共施設の状況や公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握しつつ、適切に管理していきます。

今後は、固定資産台帳等を利用し、インフラ施設も対象として、保有する資産量やコスト構造を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からコスト削減の余地を検討していきます。

公有財産台帳と固定資産台帳の主な相違点

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	管理の主眼 財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

（総務省）

(2)ニーズの的確な把握

人口減少や少子高齢化社会など、今後見込まれている社会状況の変化や町民のニーズを的確に捉えることが求められています。

また、社会の変化に応じた新しい発想が生まれてきています。本町においても、施設の管理や運営にあたり、新しい発想に基づく手法の効果を研究し、良いものは積極的に取り入れていくべきものと考えます。

今後も、町民のニーズを的確に捉え、その行政サービスの実態を検証し、総合的に勘案した最適な公共施設等のあり方を求め、既存施設の改修や更新を実施する場合、町民のニーズに合った公共施設等の発展的、持続可能なあり方を図るものとします。

(3)保有資源の最大活用

大幅な財源の延びが見込まれず、また、確保の難しくなる中、町民のニーズに合った行政サービスを提供するためには、全ての公共施設等について、単に「作る」時代から、これからは公共施設等を「使いこなす」ことが重要となります。そのためには、これまでの分野ごとの施設管理の考え方から、組織横断的、全庁的な組織を立ち上げ、公共施設等の総量の抑制によるスリム化を基本に、施設の複合化・再編・統廃合、跡地の売却など保有する公共施設等の資源を、最大限の活用を図る観点から、その組織の中で協議・検討を進め、具体的な取組みを実施することとします。

なお、後年にその取り組んだ結果においても、検証やニーズの変化を再度確認し、的確に捉え、最大限の活用を図る（使いこなす）ことを更に努めるものとします。

(4)関係一部事務組合への取組み促進

今後取り組まれる方策については、町に関係する一部事務組合においても、管理計画の策定や、その取組みを促していくものとします。

付録

【減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表】

減価償却資産の「耐用年数」とは、通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数、すなわち通常の効用持続年数のことをいい、その年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められています。

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34
		その他のもの	41
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	41
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34
	金属造のもの(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	38
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	30
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		19	
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		19	
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	24	
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22	
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20	
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17	
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20	
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15	
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15	
建物附属設備	昇降機設備	エレベーター	17

【建築物の耐震改修の促進に関する法律 14 条】

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

特定既存耐震不適格建築物一覧〔抜粋〕

法	政令第6条第2項, 3項	用途	努力義務(法第14条), 指導・助言(法第15条第1項)対象建築物	指示対象建築物(法第15条第2項)
法第14条第1号	第1号	幼稚園, 保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	学校 小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム, 老人短期入所施設, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センター, その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場, スケート場, 水泳場, その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院, 診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場, 公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	博物館, 美術館, 図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)		
郵便局, 保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
第4号	体育館	1,000㎡以上	2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	
法第14条第2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵, 処理する建築物	500㎡以上	
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり, その敷地が本計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	政令で定める高さを超える建築物	

大河原町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

発 行 宮城県大河原町

編 集 大河原町企画財政課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地

TEL 0224-53-2112 FAX 0224-53-3818